

すが、さらに最も大事だと思われま
す、道路整備の速づけとなるべきこ
ろの財源の問題、特に地方財政の問題
について、何らの顧慮が払われておら
ず、めども立っておらないというこ
ろに、この問題の非常に大きな疑点が
私には残るわけでございます。従いま
してきよりは、こういう問題について
さらに伺いたいと思つたのでござ
います、まずこの前に私が御提示
願いましたところの道路整備五カ年計
画の原案、まだ閣議決定にはなつてお
らないのでございまして、建設省
の原案でもつけようでございますか
ら、それをお出し願ひたいことが一つ
と、それから今後の地方の負担につ
いての見通し、数字的なものを私はお願
ひをしておるのでございまして、これ
を一つ提出されまして、一応の御説明
をお願いしたい。その後に私は質問を続け
させていただきますと思ひます。

○政府委員(露橋一君) 新しい道路
整備五カ年計画につきましては、前回
大体の構想を大臣から申し上げたわけ
でございますが、そのこまかい内容に
つきましては、まだ決定いたしておら
ぬのでございまして、ただいま差し上げ
ました資料は、五カ年計画案の方針等
につきましては、建設省で定めたもの
でございますが、この内容は道路局に
おきます試案でございます。これを御
説明申し上げます。道路整備計画の方
針につきましてお手元に印刷物をお配
りいたしました、これによって御説
明申し上げます。

方針

一、道路整備五箇年計画策定の基本
方針
道路整備五箇年計画は、法律施
行を待つて閣議決定することにな

るのであるが、概ね次の如き方針
をもつて立案する予定である。

即ち、今後五箇年に於ける総道
路投資額九、〇〇〇億円より地方
公共団体が単独で実施すべきもの
凡そ一、九〇〇億円を除いて、そ
の規模を総額七、一〇〇億円とし、
昭和三十三年度より五箇年計画に
亘り道路の整備を行わんとするも
のである。

その整備基本方針は次の通りで
ある。

(1) 幹線道路の整備の促進をは
かり特に一級国道は七箇年間に
完成することを目標とする。

(2) その他の道路については重要
な区間即ち交通量多く輸送上の
隘路となるべき区間並びに産業
開発上必要な路線で特に緊急に
整備を要する区間を整備する。

(3) 有料道路事業の計画的実施を
図るためこれを計画の一部とし
て包含するものとし、また高速
自動車国道の整備の促進を図る
ものとする。

(4) 一級国道は原則として国が直
轄で建設する外、交通量多く重
要な区間は国が直轄で維持修繕
を行うものとする。

(5) 「積雪寒冷地域における道路
交通の確保に因する特別措置
法」に基く道路整備事業はこの
計画に包含するものとする。

二、道路整備五箇年計画の概要
上記の方針によつて実施すべき
道路整備五箇年計画の内容につ
いては、整備の基準等について今後
検討しなければならないのである
が、事業費の配分については概ね

次の如くしたい考えである。

有料道路事業 一、五〇〇億円

一般道路事業 五、六〇〇億円

内 道路事業 四、二五〇億円

街路事業 一、〇六〇億円

機械整備 一五九億円

調査 一億円

雪害道路事業 一二二億円

合 計 七、一〇〇億円

なお、これら実施に要する財源の
確保をはかり毎年度の事業規模の拡
大強化に備えて道路整備特別会計を
設置する考えである。

以上が道路整備五カ年計画の基本方
針とその概要でございます。

なお、これの内訳をいたしまして、
道路整備五カ年計画案その二、その二
がございまして、その一は、この計画
を都市計画事業、有料道路事業に分け
たものでございまして、なお、これを
一級国道、二級国道、主要地方道、そ
の他の地方道に分けたものでございま
す。これによりまして、七千一百億円
の内訳は道路事業で、先ほど申し上げ
ました数字でございますが、四千五百
三十六億円、都市計画事業が一千六
十三億六千万円、一般の計が五千六百
億、それから有料道路事業が千五百億
で、計七千七百億でございます。この道
路事業に對しての内訳がその二でござ
いまして、この道路事業を、さらに内
地の直轄と内地の補助、それから北海
道の直轄と北海道の補助というように
分けましたものが、その二の表でござ
いまして、道路事業総額の四千五百三
十六億の内訳でございます。

○鈴木壽君 ただいま整備計画の基本
的な問題についてお話がございました
が、いま一つの資料の、道路整備五カ
年計画の地方負担の問題について、御
説明を賜わりたいと思つたのです。

○政府委員(露橋一君) 先申し上げ
ました五カ年計画の事業費につきまし
て、地方負担を算定いたしましたもの
が、お配りしてございますが、五千六百
億の道路事業費に對しまして補助率
を、現行の補助率でいたしました場合
と、道路法に定められております補助
率、負担率によりましたものと、両方
を試算いたしましたわけでございます。こ
れの中身も、先ほど申し上げました、
道路局の試算によりまして数字につ
きまして計算いたしましたものでござ
います、その点を御了承願ひたいと存じ
ますが、現行の補助率でやりますと、
この五千六百億のうち、予算額が四
千五百七十五億三千八百万円ござ
います。これを純国費と直轄の地方負担
額に分けますと、純国費が四千九百九
十九億八千万円、直轄地方負担が三百
七十五億五千七百円でございます。

これに對しまして地方負担額が四百
億円になります、この中身は直轄の
地方負担額が三百七十五億五千七百
円、補助分の負担額が千二百四億六千
二百万円あります。これを道路法に
きめられております補助率、負担率に
よりまして計算いたしますと、地方負
担額は二千八億四千四百円になりま
して、直轄地方負担額が四百九十四億
一千七百万円、補助分負担額が千五百
四億二千三百万円になります。で、こ
れはいずれも、地方財政再建団体の補
助率差額につきましては、これを国費
の方に入れておきます、地方負担の
方からは引いております。

○鈴木壽君 そういたしますと、ただ
いまの地方負担と国の負担のこの御説
明でございますが、両案を示されてお
るのでございます。現行の場合としか
らざる場合と、この二つの案が示され
ておるのでございますが、問題は、私
こにも一つあるのじゃないかと思
うのですが、こういう仕事をする場合、
現行の場合がこうだし、そうでない場
合はこうだ、一体こういうことをはっ
きりさせないで、五カ年計画を立てる
ことが、果して適當なものかどうかと
いう問題でございますが、これはまあ
負担の割合、率等については、三十四
年度以降においては法律で定めるとい
うことになっておられます、今の政府
の緊急措置法によれば、そういうこと
になつておるわけでございますが、先
だつて私の問題につきましては、こ
んなことが一体あるものか、こうお尋
ねしたわけで、重複するようなことにな
るわけでございますが、一体今大きな
こういう仕事をする場合、先ほど
言つたように、岸内閣の、いわば一枚
板でございます、いろいろな大きな仕事
をする場合に、将来の国、あるいは地方
の負担の割合、あるいは負担の額、そ
ういふものをきめないで、一体、五カ
年計画であるからお前たち審議をし
る、こういう態度は私はまことに不可
解だと思つたのですが、この点一つ大臣
いかがでございますでしょうか。

○国務大臣(根本龍太郎君) お答え申
上げます。

ここに示した資料に
いて、現在の特例法に基く負担額と、
これが道路法一般に規定してあるとこ
ろの負担額、二つを示した理由のもの
は、先般来の合同審査会等におきまし
て、もしこれが、特例法の廃止になつ

わけでございます。

おきまして、法の体系上若干完全とは
思いませんけれども、国全体の財政と
地方財政との総合的関連において、三
十四年度以降について、これは近く決
定すると、こういう立場をとつておる
わけでございます。

○鈴木壽君　それではお伺いします
が、私は、今度の整備のこの緊急措置
法案に、実はこの前にも申し上げまし
たように、非常に大きな期待を持つて
おつたわけでございます。しかし、内
容をお聞きしまして、ただいまも大臣
から御答弁がございましたけれども、
特に国、地方を通じるところのお互い
の負担分については、まことに私は不
可解に思ひわけでございますが、現在
の臨特法、これはまあ三十三年度まで
でございますから、これはわかりま
す、しかし、この臨特法は必ずしも道
路そのものだけじゃない問題でござい
ます、公共事業一般に関する三カ年間
の時限法でございますから、で、いわ
ゆる道路整備という、ほんとうにあな
た方が緊急に整備しなきゃいけないと
いうような、そういう観点に立つてこ
ういう大きな計画をするならば、もつ
と突つ込んだ、そういう臨特法がある
から、三十四年度以降はどうなるかわ
からぬと、こういうことでなしに、こ
れからの、三十三年度以降のことを五
カ年計画として私は定めるべきだと思
うんです。

もし、あなた方があくまでも、臨特
法が現行法で三十三年度までこれは有
効なんだ、その通りやらなきゃいけな
いと、こうするならば、私はまた、逆
にこういう議論も出てくると思う。道
路整備五カ年計画、現在の五カ年計画
が三十三年度まででございますね、従

どうにもわかに、さあ道路の緊急整備だといつて、何かこう政治的な變なにおいがすると、私は悪口になるかもしれないませんが、そういうような感じを持つわけなんです。なぜ一仕事量をふやすなり、それはそれとして現在の五カ年計画で、臨時法を適用したそれでできないのか。もし新たな五カ年計画を立てるとすれば、先ほどから私が申し上げましたように、やつぱり一つの新しい観点に立つて、先を見通した国、地方の負担なりあるいは計画で、きあんとしたそういうものを示してやらなければ私はいけないと思うんですが、重ねてこの点について大臣から御答弁をいただきたいと思うんです。

○國務大臣(根本龍太郎君) 鈴木さん

○國務大臣(根本龍太郎君) 鈴木

昭和三十三年を末期とするところの五カ年計画があると、従いまして、そういう観点からするならば、財源並びにその負担を明確に規定することができないような状況であるならば、むしろ今までの五カ年計画をそのまま実施し、三十四年度から五カ年計画を立てた方がいいんじゃないか、こういう御議論であります。けれども一つの考え方でございます。しかしながら、御承知のように日本の経済の発展のテンポが、非常に従来予測した以上に伸びが大きいために、現在まで考えておりました道路五カ年計画では、とうてい将来の需要の増を満足せしむることができないのみならず、現在においても非常に産業の隘路になっている。これをすみやかに総合的に経済全般の伸び率等から考えて、新たな五カ年計画を整備するというのが、日本経済再建のために緊急の問題であると、こ

○小笠原

○小笠原二三男君 結局この連合審査で詰めたところは、今問題になっている点が一つの中心点です。ですからまあ鈴木君にもお願いですが、それぞれこ

の点について意見、質疑のある者はそれぞれ関連を認めるように、鈴木君にもお願いをしておきたい。

で、根本建設大臣は、今の御答弁では全く大蔵大臣を兼ねたような御答弁でしたが、何回も同じことを聞かれていますために、だんだん理論展開が明晰となってそういうお話をするのであらうけれども、われわれとしてはもう全然そんなことを、ざっくりばらんに裸になつたら聞き取ることができないですよ。あなたは事業官庁の責任者としては、地方の協力に待つてこの計画された事業を五カ年間に遂行したい、そこが中心眼目なんです。あるいは関係官庁になつてみれば、自治庁は地方財政の現状から何かやはり恒久的な見通しのある、この負担率の問題を解決してもらいたい、多分そうだと思います。大蔵省は金手握つておられますから、いわゆる経済の見通しといひましても、なかなかこのガソリン税の伸びというものは、それが地方道路税、譲与税等地方にはね返つていく分が伸びる、それらの点を考えれば、この際五カ年間の恒久的な負担率を決定しておくことは不得策である、こういうお考えにも立つのだらうと思う。私は想像ですが、そういう意味からいへば、各省間で統一的な意見を立法経過の中で出し得ないがために、こういうような措置に出てきたのではないかと推測している。この推測が誤つておるといふならば、まあ大いに反駁してもらつていいのですから、どうぞ反駁していただきたい。しかしちやうど大臣が先ほどまづこう上段から言つたように、五カ年間の経済の見通しその他の上に立つて、九千億になんたとするこの道路事業

を進めるといふようなことが、もしも基本的に確定された各種の諸条件を勘案して、そういう事業量が確定されたということであるならば、かえつて半面、国民の所得の伸びによる国の収入が、どれどれ、どれだけに伸びていく、それがはね返つて地方財政にはどれだけ伸びている、そうなればこれは負担率はこれこれ、これこれ、この五カ年間はきめていくべきものである、理論的にはそういうことになるので、単年度のこういう形というものは出てくるはずはないと思つて、企業官庁が考えておる、本年を初年度とする経済の伸びを計算しておる計画から見れば、それはさまざまな形で繰算が出てくるはずだと思つて、そしてなおこの五カ年間を見通した負担率というもの、これは、当然出てきてよかつたはずだと思つて、だから私はそういうところを十分考えた上ではないかといふふうに思つて、この点も反論があつたらお聞かせ願つておきたい、こう思つておるのです。

そこでもう一点お尋ねしたいことは、大蔵省にでござりますが、この国民所得の伸び等からいへば、ガソリン税がどれだけ来年度以降伸びていく見通しであつて、最終年度の最高の伸びをどのくらいに抑えておるのか、それが地方にはね返つていけばどれだけになるのか、五カ年間に、今鈴木さん御質問になつた中で、来年度以降道路法の負担率に基くと、六百億からの差が出る、これがこの数字で出ておる、それが、どれだけのガソリン税の伸びが計算されておるのか、この点伺いたい。それから自治庁の財政局長見えておられますから、自治庁の方にもお伺いしますが、少くとも国民所得が伸びると

いつても、地方税の大宗は市町村においては、まあ何と申しますか、住民税なり何なりが収入の大宗であります。主として地方税は前年の所得なり何なりを対象にして課税されている、そういう状態であれば、本年度、三十三年度は、不況対策その他不景気といふことで、国が施策しておるのですから、従つて本年の所得の伸びといふものは、そうあまり大きく期待できないと思つて、それが対象になつて来年度も課税されるということになれば、これも大した伸びが考えられないのです。それが道路法の負担率に、あるいは来年度なるかもしないかといふ状況になつた場合には、これは地方財政はどういう形になつていくのか。自治庁の本年度までの地方財政計画等から見た見通しについて、お話を聞かせ願つておきたい、こう思つておる。それで、それらについてまた鈴木さんの方で御質問があれば、関連して一つお願ひさせていただけます。

○国務大臣(根本龍太郎) 私が先ほど御答弁申し上げましたことは、これは政府全体としての立場を申し上げたのでござります。小笠原さんは行政官庁の建設省の立場、大蔵省の立場、自治庁の立場を言えといふような気持もあるやうであります。私は今事務当局でありまけんから、この政府全体の統一した意見として申し上げたわけでございます。

なおその間、この法律案制定までの過程において、自治庁及び大蔵省のいろいろの意見のあつたことは事実でございますが、最終的にはこのような結果になつたといふことを申し上げておる次第でありまして、建設省とい

しましては、問題はいかにして国の経済の発展の伸びと、それに対応するところの道路需要を満たしまして、円滑に事業をやるといふことが、われわれの最高の目標でございます。

その分担の問題につきましては、これは自治庁と大蔵省と考へ方方若千違ひがあるといふことは、これはあなた御想像の通りでございます。われわれとしてはそこで両者の意見が一致していくことは、これは当然政府として努めなければなりません。一致した意見がこの法律案として出たわけでございます。まして、この間においては何らの異見はございません。

問題は、昭和三十四年度以降の政府の負担分、あるいは地方負担分、あるいは補助金等の率等が、客観点にどういふふうな地方財政の状況、それから国の経済情勢とこれと勘案して定められるかの問題でありますので、この場合においては十分に、先ほど申し上げましたように、一番前提としてはこの總体の事業計画をやるということになりますので、政府が固い決意を持つておられますので、これを実施する場合に当りまして、地方財政がどういふ、これはある負担率あるいは補助金の状況では、やり得ないといふことになりますれば、それは当然変更されなければならぬ、かように考へておる次第であります。

○政府委員(佐藤一郎君) ただいまの御質問にお答えいたします。

大蔵省といひましては、今回五カ年計画を策定いたします際に、ガソリン税の伸びを大体一割くらいといふふうには押えまして、五カ年で三千六百億程度の額に上るのではないかと、こうい

うふうに一応の想定をいたしております。いろいろ前提条件もござりますからして、単なる一応の見込みにすぎませんが、そういう一応の推定はいたしておきます。まあそれがどういふふうには、はね返るかといふ問題は、非常にむずかしい問題でございますが、地方の道路のいわゆる最も道路税源として固有の色彩の強いものといふのは、地方道路税でありますとか、軽油引取税、こういうものは大体千三百億くらいになるのではなからうか、という程度の推定を下しておきます。

○政府委員(小林興三君) 地方財政の今後の問題は、われわれといたしましても、明確な見通しは持ち得ませんのでござりますが、しかし本年度並びに今後のことを考えれば、それほど急激な伸びを期待することは、これはとていできないことであらうと思つて、このことは地方財政だけに限らずに、国全体の経済の伸びに相応していか、地方は伸びないのでござりますから、地方だけが特別な伸びを見せるということとは想像できません。

そういう前提に立つて明年度のことを、この道路財源等の関係などをにらみ合せて考へてみますと、要するに、考へられております五千六百億の計画自体を実施するためには、ことしより明年は相当事業量が伸びなくちゃ、とてい五カ年間に達成できないはずでござります。それでござりますから、事業量の伸び自体がどうなるか。これも、まあ大蔵省の方で、国全体のガソリン税などの伸びなどと総合して、きめるべき問題であらうと思つて、きかりに残された仕事を四年間でやるといふことになれば、相当事業量が伸び

ます。それに伴います現在の補助率による地方負担の増だけでも、これは相当あるはででございます。これは全くの推算でございますが、私はあとに残された仕事を四年間でやるとすれば、同じ補助率で全部、交付公債分も入りますけれども、まあ五十億くらいになりはしないか。そのほかにいわゆる千九百億分の単独の仕事も、それに見合つて伸ばさなくちゃならぬので、この経費も二十億以上は私は当然に伸びるはずであると考えております。その問題が一つ。だからその問題は、当然一般の経済の伸びに從う、地方財政の伸びに從つて消化していくことを、われわれとして考えなくちゃいけない。

今度はそのほかに、逆に補助率が変つたとすれば、その上にまたプラスになるわけでございまして、そういう計算が今の建設省から出ております数計にすると、総体で六百億違いますから、六百億をあと四年間でカバーするとなれば、一年間で百五十億というくらいの計算になるわけでございまして、そうすると、かりにそういうことにすれば明年度はことしよりも二百億以上の地方負担がふえる、という計算になるのであります。単独を入れないで、二百億以上の金額がことしよりふえるということになる。そういういたしますと、ことしより二百億以上の純負担が、道路財源だけのためにふえるのに耐え得るような経済の伸び、地方財政の伸びということは、ちよつと想像がわれわれとしてはつかぬのじゃないか。きわめて、まあ明年度の話でございますので、率直な話でございますが、そういう感じがいたすのでございます。ことは地方財政も非常に伸びた。地方財

政予算が非常に膨脹した、とかというふうないろいろな批判もございますくらいですが、それでもこの公共事業全般における、全体における地方負担のほんとうの伸びは、災害等が一部減つておりまして、積極的な仕事がついておりますが、差引地方負担の純伸びが二十何億程度でございます、去年よりも。その程度ことしの地方負担が財政上ふえております。そういう点から考えてみますと、先ほど申し上げましたような数字はちよつとけたが違つておりまして、容易ならぬ数字であると言つて、われわれといたしまして憂慮いたしておるのでございます。

○鈴木壽君　計画が今、国、地方を通

じる負担の問題についての三十四年度以降の問題になりますと、こう大臣と議論しなければいかにぬような格好になつてくるわけでございますが、どうも大臣の御答弁だけをお聞きしましたも、五カ年計画でなしに一カ年計画になりはしないか、というような心配を持つわけでございます。

その問題は議論にわたるようでございますから一応おくとしたしまして、この地方の負担の問題でございますが、このいただきました表からいたしますと、今もいろいろ御説明の中にもございましたが、もし現行の場合でなしに、元に返るといふような、道路法のそれに返るといふようなことになりますと、六百億の負担増になる。それからなおこの五カ年計画の中には、公共団体が単独で実施しなければならぬものを千九百億見込んでおるわけでございます。こういうものを含めて九千億の五カ年計画でございます。そういったしますと、地方にとっては非常

に大きな負担がかかることになり、しかもその負担が先ほど申しましたように将来にわたってどうなるかわからぬ、というところに私は大きな問題があると思うわけでございます。年々二百億以上の持ち出しをしなければならぬとしたならば、現在のこれは地方財政にとってはむしろ私は不可能な計画になるのではないか。これはただいま小林局長の方から地方財政の見通しについてお話がございましたが、今さら私ここでる申し上げる必要はないと思いますけれども、先日も申しましたように、やや好転をしたと言っても、それは従来のような赤字の累積というような形から一歩抜け出た、こう

いうようやくの姿でございます。大蔵省は地方財政の方の問題を論議する場合に、税の自然増収が相当あるはずだといつもおっしゃられるようでございます。確かに昭和三十二年であるいは三十三年度においては、税の自然増収というものが相当見込まれるようでございますが、これが今後三十四年度、三十五年度として、果して現在程度の税の自然増収が見込まれるかどうかということは、これは私は疑問だと思ふ。現在がほとんどピークじゃないか、こういうような一つの私は見通しを持っていだろうと思うのです。

さらにまた明年度から一・五%の交付税の引き上げが行われますけれども、これも一つ地方財政がよくなるのじゃないかという論拠になるようでございますが、今回提案されておりますところの交付税法の一部改正による一・五%の引き上げでは、実は地方団体にのみきまるところのいわゆる行政水準の引き上げというようなこと、ある

いは投資的な経費の増大というようなことに振り向ける額というものはきわめて少いのでございます。大部分はいわゆる公債費対策としてこれが使われる。そうしますと、ほんとうに行政水準の引き上げあるいは投資的な経費の増大、従つて道路橋梁等に投下される財源としては、私はほとんど期待できないと思う。そういう現状からいたしますと、これは何べんもぐいようでございますけれども、将来の地方財政にとつて非常な大きな負担圧迫を加えることになり、むしろそれをすら強行しようとするれば、これは地方団体の財政の犠牲の上において、こういう仕事が行われるというような結果になるこ

とは、私は明らかであらうと思うのです。そういう点を心配するがゆえに、何とかこの際こういふ、あなた方に言わせれば兩期的な計画を、日本の経済のそれに対応できるようなそういうことののためにする、こういう大事な仕事をするためには、一つのはっきりした見通しを立てなければならぬ。そうでない限り、私どもどもこれはほんとうの意味の整備五カ年計画としての審議の対象にならぬと思う。来年は来年、再来年は再来年というような、いわば無定見な行き当りばつたりな、しかも財政に関する、金に関する計画で、そういうことは私は許されないと思ふのです。重ねて一つ大臣、それから大蔵当局の地方財政の見通しについて、一体こういふ計画が、あなた方は、地方の財政として耐え得ることであるかどうかということの見通しを一つお伺いしたいと思う。

○國務大臣(根本龍太郎君) 先ほど来申し上げましたように、地方財政が負

担し得ないという計画は、私は立てないと思います。昭和三十四年度以降において、これは事業量並びにその一つの道路別目標を掲げておるのが、この整備計画でございます。これに対する財源措置としては、特別会計が裏付けしておりますが、そのうち今問題になっておるのは、果してこの事業量をやる場合において、地方がそれに耐えられるかどうかということが一番の頂点のようであります。これは三十四年度以降の法律を制定する場合において明確に定める。しかもその場合においては、地方自治庁においてとうてい負担し切れないというようなことは、これは政府の、しかも地方財政を担当して

おる自治庁が、いかに大蔵省がどう言うおうとも、それはそういうことで押されるはずはありません。従いましてこれは明確に意見の一致をみるものと私は信じております。

それからもう一つは、これは言わずもがなと思いますが、実は最近私のごころに對しまして、五カ年計画の一応の素案なるものを事務当局で考えております、これに對しまして、各県ともこの事業量では足らない。もつと事業量をふやせという要望が非常に強いこととでございます。きょうも青森県の方から議員の方々やあるいは地方庁の方々も来まして、政府が今考えておる五カ年計画による事業量の配分を見ると、はなはだ足らない。どうしてもうんと増せ、しかし現在の地方財政の状況、過去の実績から見てこれは無理じゃないかと言うと、これは十分にやり得ると、これはもとより陳情の場合においてはそのういうことを言うかもしませんが、ほとんど各県からわれわれ

れに要請することは、これはまず一つ実績をかせいで、しかる後に分担金の問題は別個という気持ちもありませんが、そういう傾向でございまして、私はそのときには一応念を入れまして、事業量を増ししても、地方財政単独、その他からすると、なかなかこれ以上増せないじゃないかと、いやそれは十分やれると言いますが、これは一つの政治的表現でございまして、そういう傾向が強いということを一応参考のために申し上げておく次第でござい

○政府委員(佐藤一郎君)

先ほどちょっと申し上げましたが、今回の計画に關して地方の負担がどうなるかという問題は、非常にむずかしいと思うのであります。実は内容もほんとうのところの計画が具体的に固まっております。従いまして一体地方の負担が正確にどのくらいになるかということは、計画をもつと具体化するに従って十分検討しなければならぬかと思っております。私も、先ほど建設大臣の御説明がございましたが、全体としての規模は今後の日本の経済の伸びというものを予想しました場合に、決して過大な投資額ではない、こういう点は確信を持っています。企画庁において十分検討されまして、全体の五カ年計画の一端をなしている道路の計画というものは、この程度のものであれば大丈夫というような考え方をもちましてやりました。その中央と地方の負担をどういふふうに配分するかということによって、今後の地方の財源の見通しというものが変わってくるわけでありまして、今問題になっている補助率は、その一番重要な

点でございまして、これにつきまして、従来から道路以外の公共事業全般を含めた、つまり特例法というものがございまして、道路もその一部をなしておいたわけでありまして、従いまして私もいたしましては、その全体の特例法の期限というものは三十三年の末までであるわけでございまして、従ってこの全体をならみ合せて、初めて地方の負担をどうするかということが、考慮するべきものだろうと考えているのであります。そういう意味におきまして、ほかのものと一緒三十三年度まで現行でいく、そうしてそのときにできるだけ十分な検討をいたしまして、将来の率をきめたら適当じゃないかというふうに考えてやりました。計画も、計画もその具体的にまだ固まっております。従いまして一体地方の負担が正確にどのくらいになるかということは、計画をもつと具体化するに従って十分検討しなければならぬかと思っております。私も、先ほど建設大臣の御説明がございましたが、全体としての規模は今後の日本の経済の伸びというものを予想しました場合に、決して過大な投資額ではない、こういう点は確信を持っています。企画庁において十分検討されまして、全体の五カ年計画の一端をなしている道路の計画というものは、この程度のものであれば大丈夫というような考え方をもちましてやりました。その中央と地方の負担をどういふふうに配分するかということによって、今後の地方の財源の見通しというものが変わってくるわけでありまして、今問題になっている補助率は、その一番重要な

は、それでもよからうと思ふ。一応認めていいと思ふ。けれども将来の経済の伸びその他云々ということであると、来年度この内容がどう変わるかわからんというところなんです。実際の問題として、そこでそういうことになる、地方の立場に立てば財政計画上の見通しというものはつきりしない。それでこれは積極的なこの道路事業に協力して進めればいいのか、適当にやっておればいいのか、これはもう態度の問題として非常に影響するところが大きいと思ふ、地方の立場に立てば、ところがさつき私が質問したのでは、自治庁当局は、急激な財政上の伸びというもので、地方財政が道路法による負担率を引き受けるだけの余裕、それはどこから抑しても出ないというところは、はつきりそういう趣旨のことが言われている。それから大蔵省の方からは、道路財源に当てるべきガソリン税関係の税収見込みとしましては、地方にくものとして千三百億程度であらうというところを言っておる。ところが道路法のそれに反つていきまして、結局この二千億、まあそのうち交付公債に譲れるものがありますけれども、千五百億何億となりまして、それだけではどうい見通しからいっても足りない。まして一級、二級の幹線道路を整備する、地方の重要道としての補助事業の整備をしていくということになれば、関連して、地方地域の住民はそれぞれ単独事業を伸ばして、この幹線道路を利用するといふ熱意が自然おのずから出てくる。非常に地方における国の援助を受けたいという道義事業というものが盛んになってきて、相当に支出の伸びが出てくるのではないかと、それ

ね、そういうことが現に今わかつておる。現に今わかつておるなら、われわれもこの法律案の趣旨そのものについて、はつきり向から賛成なんです。なせもう少少協力をお互いし合うという態勢で、はつきりした結論を得られなかつたか、そういうことが真つ向から不満なんだ。ごまかしてるとしか思われな。ですから議院がもしも第五案第二項を削除してしまふという措置に出る場合には、政府はそれに賛成ですか、やむないと思ふか、それは絶対困難のだからということですか。その方から聞いてみた方が話がだんだん早くなると思ふのです。

○国務大臣(根本龍太郎君) 政府としては原案通り成立することを期待してお願いしているわけでありまして、これは、将来の経済の伸びその他によつて、この負担率の変更され得る可能性があるという見通しの上に立つたのですか。

○国務大臣(根本龍太郎君) その点は先日本日も繰り返して申し上げておる通り、時限立法と一般道路法との関係から、こういう規定をしておるのであります。現実には三十四年度以降の補助率あるいは分担の割合につきましては、地方財政が耐え得ること、しかもこの道路整備ができれば、という二つの目的を達成するように明定されたと考えております。

○小笠原三三男君 それではお尋ねしますが、見通しとしては、この三十三年度の負担率を續けていかなければならぬという、地方財政の状況なり経済の見通しであらうということになつておるのですか。それとも道路法のそれに戻していいような経済の伸びがある、というふうな見通しを持つておられますか。見通しもなくて、まあ来年のことです。それはちよつとわかりませんが、これは審議の対象にならぬのですから。

○国務大臣(根本龍太郎君) これは建設省の立場で申し上げることは困難でございまして、われわれの方としては、この事業が実行できる程度の分担並びに補助金の制度、率をきめなければならぬと思ふますが、先ほど来自治庁の意見としては、一般道路法に基づくところの負担は困難である。こういう意見でありますから、当然そういうふうな地方財政のことは十分に考え、大蔵省においても地方自治庁の意見を十分尊重し、そうしてこの計画が実施できるという点に、これは定められるものという見通しを私はしております。

○小笠原三三男君 それでは、今のは政府の見解ですから、建設大臣としては、やはり来年度以降定める負担率の問題についても、なかなか現行の負担率を引き下げるということには、これは立ち至らない、それでは事業遂行上障害が起つてくるであらう、という見通しの上に立つておられると了解してよろしいと思ふ。

○国務大臣(根本龍太郎君) これは先ほど申し上げましたように、この地方の負担能力の問題については、自治庁の見解と大蔵省の見解を総合してこれは政府で定めることであるので、私が今これについて明確なる見通しを立てることは、差し控えた方がいいと私は思っております。

○小笠原三男君 それは差し控えた

い気持はよくわかるけれども、こっちの方は聞きたい気持で一ぱいなんですよ。そういうふうにあなたはかみしめておられないで、事業官庁の責任者として、はさういふ話を聞いた以上は、ちよつと道路法に急激に引き戻すことは困難なように思ふ、というくらいおつしやうてもこれは何でも、建設大臣の責任なんですから、これは事業さへうまくいけばいいのだ、だんだん聞いてみると、急激な伸びもない、そうならばこれは皆さんの期待に合うように、ぜひなるかならぬかわからぬけれども、善処したいでも何でも、名答弁というものはあると思うのです。あまり官房長官をやった経験を持つてゐるために、そのない答弁をしようとしたか、それではいかぬです。それではだれもだんだん期待しなくなる、もう一度答弁をお願いします。

○国務大臣(根本龍太郎君) 先ほど申

し上げたように、自治庁がいろいろ地方財政の見通しについてお話がありましたから、これは權威ある地方財政当局の言ひことであるから、それにについては十分私は考慮しなければならぬと思つております。こういう観点に立ちますれば、今にわかに道路法に返るといふことは、地方財政上非常に困難であるとの地方自治庁の見解は、これは私としても非常に傾聴いたしておる次第でございます。

○鈴木壽君 さつき私大まかな点で、

地方が不安を感じておるのみならず、将来道路負担に堪えないような事態が起るのじゃないか、ということをお願いしてお聞きしたわけでございまして、もつと具体的に申し上げてみたい

と思ふのです。たとへば今度の三十三年度の直轄政修事業において、維持の

国の負担分は三分の一となつておるようでございます。道路法では二分の一を負担することになつておるにもかからず、三分の一しか三十三年度においては負担をしない、こういう問題がある。こういうふうなことがあるいはまた直轄事業については地方からの負担をとつておきながら、同じ国道を地方がやる場合には国から何らその分負担を出さない、こういうことが一方であるわけでございまして、ですからそういうふうな問題が現に今起つておる、将来さらに一体こういうことがどうなるかという、これは私大きな心配の種になると思ふのです。単に現行法の道路法に返ることでは六億の負担増大になり、あるいは一方単独事業において千九百億という、五十年間の計画において相当な地方の一般財源を持ち出さなければいけない、というふうな心配のほかに、もつと具体的にいへば、今言つたようなことが出てくる。ですからこういうふうな事柄に対してどうも来年度以降どうなるかわからぬ、大臣の先ほどの答弁によりまして、だいぶんあまり心配しなくともいいではないかと思ふ、というふうな御答弁がございましたけれども、やはり将来のそういうことについての見通しを持たないことには、不安だという気持も今言つた私が一、二指摘したようなことからしても、私は言われると思ふ。ですから私はこの際もつと一つ大蔵、自治、建設十分打ち合せて、この法案にあるような第五條の二項が通れるような、一つこれは措置を早急に講ずべきだと思ふのです。先ほど大臣

は原案通り政府としては通してまいりたい、これはもつともでございまして、うが、原案通り通つたんじや、私は依然としてこの問題に対する不安というものは去らないと思ふのです。この法案が通る前に、一つそういう面での意見統一というものができないのかどうか。かりに法が通つても、今小笠原さんがお聞きしたように、方向として三十三年度より悪くならない方向に行くのか行かないのか。そういうことくらいは私はこの際明らかにすべきであらうと思ふのでありますが、いかがでございましょう。

○国務大臣(根本龍太郎君) 先ほど来

申し上げましたように、事業の執行に當つて、地方財政負担のために実行できないようなことは絶対にいたさないう、これは政府の統一した意見でございます。その観点に立ちまして処理することでありまして、さういふに御了承していただきたいと思ひます。なおまた従来都道府県におきまして、一級国道についてこれは維持補修は全額地方で負担しております。で今後今度の整備法ができましたれば、直轄維持管理の部分については、二分の一を原則とするけれども、本年に限り三分の一というところであります。このようにいたしたために地方に圧迫をかけるといふことではない、むしろその意味においては若干なりとも地方財政にむし肩の軽さが出てくるのではないか、その点だけは考えております。

○鈴木壽君 大臣のお答へその点だけ

は、従来やつておらなかったのを今度では三分の一を国が持つのだからと、こいういふ限りにおいては、しかし道路法においては二分の一を負担すること

になつておるのでございまして、それをやらないうことがおかしいのじやありませんか。

○国務大臣(根本龍太郎君) それは今

まで入つていないのです。今度は二分の一を原則とする、しかし本年は三分の一をやると、こいうことであります。

○鈴木壽君 そういうことですか、そ

れじや……。

○小笠原三男君 関連質問。これも予算委員会では私が尋ねたら、法律では二分の一以内ときまつておるので、三分の一なんといふことはございませ

ん、などといふ言ひが、あんなにね。そういうけれどもあそこでは問題にする必要を認めないから黙つて聞き流したのですが、しかし今のお話のようには三分の一なりを従来はやつていないものをやつたんだ、これだけでも地方は得じやないか、この限りではありがとうございまして、ここのことでしょ。しかし、それは法律上は、国が特定の地域の維持を国の事務としてやるのだと規定しておつて、国の仕事だといふことになつて、筋なんですよ、筋からいって、いかような場合であらうが、工事の施行の主体者が三分の一であつてはお前たちが持つて、こんな殘廢むさんな無責任な法律は他の立法例どこかにありますか、立法例が筋道なんです。金は零細であつても、筋道が立たないと思ふ。国の責任で国がやるのだといふのに、従来はないものを一部でも出してやつたのでお前たちは得なんだ、こいうやり方はあまりに口先の答弁のようであつて、なまじり口先すよ。筋道としてそういう行政がいいとお考えですか、もう端的に聞きます。

○国務大臣(根本龍太郎君) 国が直轄

でやる事業について、地方に分担させておるところの例があるかないか、といふことの問題であります。直轄河川にはその実例があります。なおこいういふことのよしあしどうかといふことであります。これはよしあしといふことになりまして、かなりこれは考え方の観点によつて違つてくると思ふのです。一方からするならば、国でやることは全部国で経費を負担すべきだといふ御議論もございまして、道路河川のごとく、こいうふうなものを整備することによつて、国全体の利益にはなり得るけれども、特にその事業が行われる地域がそれによつて利益を受けるという観点に立ちますれば、決して殘廢であるといふことは私は言ひ得ないじやないかと思ひます。でこいういふような公共事業費は、国と地方がおのの相協力して、さうして国並みに住民全体の利益のために寄与するようにするといふことをやることは、これは決して悪いことではない、かように考えております。

○小笠原三男君 實際上の問題としては望ましくなかつたけれども、本年度は財政上の理由によつてこの程度しかやり得なかつた。しかしながら建設省としては、将来において、やはり国の責任を明らかにするだけの負担をして、この種のことをやつていきたいと思ひたいことだつたら、私はいい答弁だと思つて期待しておつた。ところがその河川法上にも直轄のものにおいてこいうこと、今度ばかりで、国と地方とのこの負担の問題をお話しになつて、この措置自身が何でもないのだと

いう御態度のように聞かされる。そう
なればやっぱりまた質問したくなる。
それはたしかに国が施行するもので
あって、地方の住民がそれによって利
益するのです。そういうところから負
担の区分というものはある程度あるで
しょうが、じゃあ科学的な根拠がある
かといえ、二分の一、三分の一、四分
の三なんていうようなことに何の根拠
があるかといふ質されたならば、根拠を
示すことができませんか、できないで
しょう。この前も分科会で中田委員が
質問したように、国の一環した幹線道
路の中で、埼玉県やなんかのように、
通過県にだけなる所であっても負担は
ある、他府県と同様。利用度の多い府
県は、その道路に対しての補修あるい
は維持改修等には協力しない。こうい
うような状況の負担は酷でないか、も
う少し科学的にやるべきでないかとい
う意見を述べておりましたが、そうい
うことも考究に値するようない今日の情
勢において、たとえばこの三分の一負
担のそれが、ある特定の市街地の街路
で、そうして実際に車の通行が幅狭し
ておる。だから国が責任を持って維持
管理するのだ、そうして三分の一を、
あとの三分の二はその地域の府県が見
て、それはなぜならその地域が利用し
ているのだから利用度が激しいのだ、
ところがそういうような地域に限って
全国的にも利用度の激しい所なんです
。そういう所が多いと私は推測する
のです。国がどうしても国の責任でや
らなくちゃならぬという所は、
それは広域に交通しておる、その地域
の部分だと思ふ。かえって地元のもの
が道路を損壊する以上に、他府県の通
過するもの、重量トラック、その他に

よって破損させられる部分の方が多い
んじゃないかとささ思ふのです。そし
て、筋道としては、やはり国がやるの
だといふのなら、国の責任というもの
を金の面で現わすとするならば、少く
とも半分とか半分以上持つといふこと
が、それが筋だと思ふのです。もしも
他の立法例があるなら、その立法例は
今日において望ましくないものだ、そ
う建設大臣にお考え願わなきやならぬ
と思ふのです。これも今々修正できる
かどうかその可能性については、私わ
かりませんが、将来の問題としてで
も、こういうことを一部でも、地方の
負担の、国が負担しなかつたものを国
が負担してやるのだから、それだけは
ありがたいと思ふというやうな、恩恵
的な押しつけでその事務は国でとる、
こういふやり方はおやめになる方がい
いのではないかと、そう思ふのです。も
うこれ以上申し上げませんが、大臣は
さっきの答弁のやうなのが本心だと、
私さらさら思わない。私と同意見だと
思ふのです。同意見だと聞いたくない
ので、我を張っておられると思ふので
す。だから今度は、なに、我を張って
もよござんすが、将来はこういふこと
はつきりおっしゃっていただきたい。
○国務大臣(根本龍太郎君) 先ほどは
小笠原さんが、そういう例があるかと
言われたから、例があるといふことを
申し上げたのであります。それからこ
れがいかにも悪いことであるといふこ
とを申し上げたのであります。それから
し、今度は観点を異にして今後、直轄
の道路についてはどういふ考え方で進
むべきかといふことになりまして、先
ほどの御質問とこれは性格が違って参

ります。その点からするならば、私と
いたしましては、国の財政が漸次好転
するならば、直轄の道路につきまして
は、維持補修についても国が漸次負担
を増加し、将来においては全面的に國
が経費を負担するやうにすることが、
建設省としては望ましいといふ考えは
持つておる次第でございます。
○鈴木壽君 地方の負担分の問題につ
いては、そのくらいにして一応やめま
すが、ただ一つ、緊急措置法案の中の
第四条でございますが、ここに地方の
「負担金に係る政令で定める利息があ
るときはその利息の額を合算した額と
する。」というところがございまして、
「政令で定める利息」というこの文章
は、これは大蔵省の方にお聞きした方
があるいはいいかもしれません、どう
いう内容を考へておられるのですか、
ここを一つお聞きしたいと思ひます。
○政府委員(佐藤一郎君) これはわか
りにくい表現でございますが、こうい
うことを考へておられるのであります。御
承知のやうに、地方の分担金に見合
う分は、国の一般会計の財源で立てか
えて出しておつたわけでありまして、今
回は特に五カ年計画と関連いたしまし
て、急速に事業を拡充しようといふ建
前から、いわゆる地方の分担金に見合
う分を、この特別会計において借り入
れすることができるといふことになつ
たわけでございます。それで、地方の分
担金に見合ふ借り入れを新たにすると、
国が借り入れをして出すといふやうな
ことになりましたので、その借り入れ
ることによつて生ずるところの利子の
負担につきまして、従来と多少趣きが
違つてきておる。すなわち従来といえ
ども、次年度以降におきましてはいわ

ゆる証券の納付の特例に基きまして、
証券を発行いたしましたので、それを逐次
償還いたしておつたわけでございます
が、今回はその初年度の利子、この初年
度分につきましては、証券で納付する
といふことができませんからし
て、そこで、その利息は負担金と一緒に
に合算するといふことにしたいとい
うので、ここで政令で初年度の利子、
利息というものを規定することとい
つた。こういう気持ちで出ておるわ
けであります。
○鈴木壽君 特別会計の場合です、
借り入れする場合の利子を、初年度か
ら今度、地方に負担させるというこ
の内容でございまして、一、特別会
計の場合に、そういうものの借り入れ
の利子を、地方の公共団体に負担させ
なければいけないといふ一つの根拠
は、どういふやうなところに求めら
れますか。これは、私は、今回の特
別会計を定めてやる、そのことはそれ
でいいでしょう。しかし、借り入れす
るとかしないとかいふことは、特別会
計全体の問題として、私は考へられ
べきだと思ふのです。借入金などのく
らいになるかわかりませんが、五十何
億でしたか、それが地方の意思にかか
わらず、これは特別会計というワケの
操作の中で、まあ、いわば借り入れを
するのだ、こういふことが、私は、現
実の問題としてあると思ふのです。そ
うなことでしたが、初年度から地方に
利子を負担させなければいけないとい
ふ、そういう考え方が私はちよつとわ
からないのですが、この点どうでし
ょうか。
○政府委員(佐藤一郎君) 今回特別会

計を設けました結果として、分担金
見合ひの借入金をしてまで事業の促進
をはかる、こういうことになつたわけ
であります。ただ、今までございま
すと、国は自分の財源をもちまして立
てかえてやつておつたわけでありま
すが、今度は特に借り入れをするとい
ふことになつたわけでありまして、従
いまして、この初年度の利息というもの
筋としては、地方の分担金のための借
り入れでございますからして、地方に
負担をしてもらうのが筋ではないか、
といふ考え方が成り立つわけでありま
す。そこで、まあそういう点につきま
して、いろいろと、問題をどうするか
十分検討しなければならぬと思ひま
す。そういう場合にこの政令でその筋
を明らかにし得るやうにしてあるわけ
でございます。
○鈴木壽君 私のお聞きしたいこと
は、特別会計を設定して借り入れをす
るといふやうな場合に、これは何も地
方の意思にかかわりなく、いわゆる特
別会計といふ全体の仕事をする場合
に、その関係において考へられた一
つの措置だと私は思ふのです。あるい
はこういふ借り入れの形をとらなくて
もいいかもしれません。そういうこと
が法律で定まつたり政令で定まつたり
すればそれまで、といへばそれまでで
すけれども、前提として、私が今言つ
たやうなことを一応考へてみなければ
いかぬと思ふのです。そうしてそれを
借り入れたのに、今度初年度からの利
子をとつていくのだ、しかも利子は、
借入金の六分の利子よりも高い六分五
厘で地方に負担させる、こういうこと
をこの前の連合審査のときに、大蔵省
の方から御説明があつた。私はますま

○政府委員(佐藤一郎君) お答へ申し上げます。まず一つの点は、六分で国が借りて六分五厘で貸すのは不都合である、こりうりまあお話でございませう。実はこれは一般会計の場合を想定して考えていただくとわかつていただけると思ふのでありますが、従来道路の事業費が一般会計にございましたときにも、六分五厘の利子をとっておるわけでありませう。たまたま今回それを特別会計を作ったわけでありませう。そこで国に対して貸すときには、資金運用部は六分で貸すという建前をとつて

に、六分五厘で貸しております。それらを一緒にいたしまして、府県を通じて返してもらいますからして、それで六分という形で現われておりますが、白治体としての府県に対しては、やはり同様に六分五厘で貸すことになっておりますが、土地改良特別会計には農民負担があるためにそういう現われ方をしております。

○給米壽君　私は六分五厘が現行の、たとえば交付公債等におきましても、あるいは一般会計の問題におきましても六分五厘だということはわかりま

業というものの自体がそういう性格を持つておるものだと思います。国が直轄で事業をいたしましてあとから負担金を取る、あとから、つけを回すというようなことになっております。これは是非はいろいろ議論があらうかと思いますが、いわゆる補助と違つて直轄のときにはそういうやり方になつておる、これは従来からあるわけでありまゝす。今回特別会計の制度を設けましたときに、財源全体としてもできるだけ事業を遂行したいというようなこともございまして、従来は国が借り入れを

持つておることからいえますと、どうも私には何だかここに利益やを取つておるような感じがするわけですが、そこでいわれるコスト等があつて、どうしても六分五厘でなければならぬ、こういうのであればまだいざ知らず、これは多目的ダムの場合には、人件費等においていわばコストと見られる面が相当あるというお話でございますが、そういうのであればやむを得ないと思ふんでございますが、そうでない今回の地方負担分に見合ふ借り入れというような場合には、私は何かストレート

府県の負担分はやはり六分だ、とうい
うふうに了解しておつたんですが、も
う一度そこを確めておきたいと思いま
す。

○政府委員(佐藤一郎君) 平均いたし
ましたところが六分でございます。

○小笠原二三男君 関連して。結局周
題点のあるところは鈴木君から出すも
のですから、もう私の方は関連でやる
よりほかない。

この特別会計の問題ですが、道路事
業なら道路事業における負担金という
ものは、道路事業の経費ですか。

○政府委員(佐藤一郎君) ちょっと御質問の趣旨がわかりかねますので、もう一回お願いいたします。

○小笠原三男君 負担金というのは、道路事業の経費だろうと思いが、その通り経費ですか。

○政府委員(佐藤一郎君) まあ事業費の一部でございますからして、経費というふうに考えております。

○小笠原三男君 そうすると、負担金というのですから利子も事業費でございますね。

○政府委員(佐藤一郎君) まあそここのところはいろいろ考え方がございまして。私もその本体の負担金、それから今回の借入金というものは、特に借り入れを行うということからきたものでありまして、本体の負担金は別でございますが、この利息分はいわゆる事業費ではない、こういうふうに考えております。

○小笠原三男君 どうもそういうふうに、本来の負担金だの、本来でない負担金だのということ言われると、われわれしうとはわからぬ。第四条には本来とかにせよとあること、書いてないのですよ。負担金なんです。それで何々の規定、ただし書きの規定にかかわらず負担すべき負担金の額、そういうものの中に利子が入っている。負担すべき負担金というものは、事業費、特例としてその利子までもわざわざお入れ下すつたのだから、これはもう事業費、そのなれば私は、この利子の負担区分というものは別途考えらるべきもののように考えておる。ところが、いや支払い関係だけのそれは負担金の特例なんであつて、事業費とは無関係なんだと、そういう

ことはどこで言えますか。事業のため必要であるから特に借り入れをしてやつたものなんですから、民間の会社で一億円金を借りて工場を建てる、借りた金の利払いというものは、それでは工場建設の事業費というものに入らないのか。入っているじゃないですか、一般には常識じゃないでしょうか。それでこれを地方が負担するとか、負担しないとかいうようなことは問題とは別として、この種の事業においてはやはりこれは所要経費とみなさるべきものではないか、ということがこの私流儀の質問なんです。わざわざこういうことにして、負担金というものを明示したのだから。

○政府委員(佐藤一郎君) 考え方としてはいろいろの考えが成り立つかと思ひますが、ただ先ほどの御質問には、負担金自体について経費であるというふうに実は申し上げたのであります。が、すでに申し上げましたように、ダムの特別会計その他におきまして、特に国が事業のために、本来であれば負担金として入るべきものを、借り入れによって差しあつてまかなうという建前をとりましたために、その負担金にかかるところの、初年度の負担金に見合ひ借り入れに対する初年度の利息というものは、普通の負担金の中に入れないで、そうしてそれを地方で負担してもらつたという建前をとつたわけでありまして。そういう意味におきまして特にこの「負担金の額及び」といたしましてここに書き分けて、「当該負担金に係る政令で定める利息」ということを特に書き分けた気持であります。まあそういう考え方からここに書き分けたのであります。これは従来

のダム特別会計でとつて参りました方針を踏襲したわけでありまして。

○小笠原三男君 じゃちょっとこの問題点から離れますが、先ほど建設大匠もおっしゃっていましたが、特別会計で地方の交付公債に引き当てる分の借り入れのほかに、事業の必要上一般の借り入れをする場合がある、とも特別会計で規定してある。むしろその限度は、予算をもつてきめた額の範囲内というようにいたしておりましたが、そういう際のそういう立法をした趣旨はどこにあるのですか。その必要がある場合はどういう場合ですか。

○国務大臣(根本龍太郎君) お答え申し上げます。この整備計画は総投資額として九千億、そのうち一般道路の關係において五千六百億、有料道路において千五百億を目標としております。これは主たる財源はガソリン税の収入でございますが、それと一般会計から入れただけで、年次計画を立ててその財源を十分まかない切れない、しかも事業はどうしても執行しなければならぬという場合に於ける差額、しかも一方において、国の財政上一般借り入れのなし得る条件にあるときは、これは一般借り入れをする、そういういたしまして事業の遂行を円滑にする、こういう考え方でございまして。

○鈴木壽君 じゃ最後に一つ。あまり私はかり時間をとつても悪いと思ひますから、これで打ち切りをいたしますが、今の利子の問題でございまして、私も小笠原委員と同じように、これはやはり借入金も従つてその利息も、私は経費の中に当然含めて考えるべき性質のものだと思ひます。従つても、私にかりに利子を取るとするならば、私

は地方負担分の四分の一だけの利子を払えばいいと、こういうふうに考えるべきが至当だと思ひます。あなた方は先例とかダムの問題がどうのと、いろいろあるけれども、私はそういう意味において全体としてあまり、大蔵省といひますか、政府といひますかよくわかりませんが、都合が過ぎると思ひます。地方にはいろいろな名目で負担をかけて、場合によつては言つたような場合ではさやまで取る、こういう考え方は私は非常にうまくない考へ方だと思ひます。一方国が地方に出す金がおくれた場合に、じゃ利子をつけて返しておるかどうか、そういうことは一向しらない。今回の第三次補正予算についておりますところの義務教育費の問題なり、あるいは国保の、国が出さなければいけない金を、今の時期になつて出すにもかかわらず、その間の利子を国が払つておらないのです。まことに私は、国は地方のそういうことに對してはまあ無慈悲なやり方をしておると思ひます。ですから前々の先例とか、あるいは今までこうなつておるといふことをあなた方おつしやいますけれども、そういう問題をこの際私は考え直していただきたいと思ひます。明らかに今回のこの大きな整備計画、五カ年の大きな仕事をやるための経費の一部です。一部分として借り入れた、またそれに対しての利子でございまして、全体のコストと私は見るべきだと思ひます。そうしたら私は、地方の負担分が四分の一でございまして、四分の一の地方の利子を負担するにしろ、私はそういうふうな考え方をすべきが当然の筋だと思ひます。この点重ねて一つ御考慮の余地があるかどうか。従つて第四条の政令を定める際に、そういう問題もあわせて検討していただくかどうか、これを最後にお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(佐藤一郎君) いろいろとこれにつきましましては、議論が成り立ち得ると思つております。ただ私も特別会計の構成におきまして、ひとしく借入金でございまして場合にも、一般の借入金とこの負担金に見合ひ借入金というものを、區別して考えておるわけでありまして。まあそういう建前からいたしまして、これは特に負担金のために借り入れるのだという考え方に立つておるのであります。

国は地方に対しては出すべきものをおくらしておるじゃないか、という全体の御議論がございましたが、これは特別会計の場合には別といたしまして、一般会計の場合に、また地方から国が取る分につきましては、それほど過酷にはやらないと思ひます。これは国と地方財政の全体の關係といひます。非常に出入りが多く、かつ複雑でございまして、個々のものをとり上げてなかなか議論するのはむづかしいと思ひますが、ただ特別会計の場合におきましては、特に国と地方だけが關係いたしておる場合、まだ關係がはつきり出て来ないのでございまして、ダムの特別会計の場合のように、民間の電気業者といひます。国が電気業者のために事業費を先に立てかえて出した、というふうな場合を考へてみますと、その利息はやはりもつたしかるべきものである、というふうにも考えられるのであります。ダムの特別会計の場合には、電気事業者

からは即金で金を払ってもらってありますからして、それが直接には現われてこないのではありませんが、考え方を立ててはそういう考えに立ってあるわけでありまして、その結果ダム特別会計の場合におきまして、ここに規定しておけると同様の措置をとったわけでありまして、今回は国と地方だけの関係でございますからして、そういう関係がはっきり出てきておりません。この第四条に基く地方の負担は約一億あまりのものでございます。今回国といたしましては、道路の五カ年計画というものと関連しまして、明治以来ずっと道路の修繕は、本来地方がやるべきものである、という大きな原則を一部改めまして、いわゆる維持修繕につきましても、国が負担をするというような負担問題において、大きく一つ踏み出したわけでありまして、ある程度の負担を覚悟して、道路の政策のために国としても維持修繕は国がおけない、地方にだけ負担させておけないということ、踏み切ったわけでありまして、この第四条による一億というような計数、いわゆる財政的な都合ということから、これを考えておけるのではないのでございまして、そういうふうないわば建前論、これには先ほどからのお話のようにいろいろな見方が成り立つと思ひます。しかしまあすでにダムの会計においてもとっておりまして、そのうち建前があり得るということ、これを申し上げたわけでありまして、もちろんこの政令の内容につきましましては、今後政府の部内におきまして、十分相談をいたしてきめていきたいと考えております。

○鈴木壽君 どうもあなたが建前論を

おやりになりましたから、どうもこうなる議論めきましますが、建前論をもし振りかざすならば、ますますもって私は、こういうものを地方にかぶせるといふのはおかしいと思ひます。これはまあいろいろの考え方があり、お前のもその一つだろうと言われればそれまでですが、いわば、一級国道は国が責任をもつて新築改修をする、あるいは維持補修までやるのだ、また管理も実際のところ、これはあくまでも全部が、ほんとうに金の面においても、国の責任においてやるべきことに、私は踏み切つたのだと思ひます。しかし、なお財源の負担の問題において踏み切れないで、もやもやしたところが残つていて、私はこれは遺憾だと思ひます。一級国道を国の責任において管理し、あるいはまた国の責任において新築改修をするならば、これはあくまでも地方負担なんぞというものは、筋合いのものではないと思ひます、筋論からすれば、これは私だけでなく自民党でも、道路は一級国道にして、全部の管理なんだから、国の費用でやるべきだということを言つておられる、私はそれが正しいと思ひますのでありまして、しかし今言つたように一応管理とか改修の責任を負いながら、なおかつ地方に負担をさせるという、私は踏み切り方に不十分なところが残されていると思ひます。そういうところからくる地方の負担なんぞです。私は、本来ならば国があくまでも全部の経費を持ち全部の工事をし、すべてにわたつて管理をするというならば、それによつてびしつとした筋が通ると思ひます。そういう観点からするならば、国の責任

においてやるべきことを、地方に負担させるというところは、これは一方地方財政法に触れる問題が出てくる。のじやなかろうかというふうに考えます。いや、お前の考え方は一つの考え方、に過ぎないと言われれば、それまでであります。少くとも今の一級国道の管理とかあるいは改修に当つての責任問題を云々するならば、私はそこまではないかなければいけないと思ひます。ですから、まあよくよく考えますから、やめますが、地方財政法においてどうも引つかりが出てくるのじやないか、という疑問すら私は持つてゐる、この点いかがですか。

○政府委員(佐藤一郎君) ただいまのお話は私もさういふ御議論があることを承知しております。これはまあ政令の段階で自治庁ともよく話し合ひ、建設省とも話し合ひしてきめていきたいと思つております。

○小笠原二三男君 どうもこの政令を定めるのですから、自治庁、建設省とそれは相談することは当然のことです。どういふ相談をするかということ、ただだけじゃ、こっちの方は聞き取れない、それでいろいろな考えがございまして、しかしダム特別会計等先例があつて、その建前で今回の問題もやつたのであります。それだけであります。それ以上の理由はない。ところが今回の道路整備緊急措置法は、いわゆる法の示すところ緊急な措置として、国の施策としてやろうというところなんです。そのために地方の財政がそれに伴わない部分が多いのですから、従つて直轄分において交付公債を引き当てるにして、急に地方で金を出せないだろ

うからさうしてやる、さうして特別会計を立てかえて借りて事業を進めるのだ、国の一方的な意思でやるのですよ。そういうことであるならば、地方の自治団体に對して、他の民間会社やその他の団体に對して、借入分に對して利子補給の措置さえもとつてゐるのがあるのですから、幾らもさういふ例があるのですから、国の施策として、国の計画によつてこの事業を遂行する。それがたまたま何県の事業に本年度なつても、それで金を出せないからその分を借りて使う。そしてそれはお前の方は交付公債で引き受ける、利子は六分五厘だから、しかも翌年度から払うのでなくて、特別会計で借りた分、初年度からもう払ふ、実は六分で借りたのだけれどもお前の払うものは六分五厘で持つてこい。これが建前で、それが道理ですか、これが政治ですか。さういふことを聞きたいのです。さういふわれわれの主張というものが、成り立つものでないというのなら、成り立たないという根拠を示して、さういふ考え方もあるというのなら、この施策はあるいはこの行政措置は、どういふ方向に進めていくというのか。これをばつきりお示し願ひたい。これが私たちの願ひなんです。建設大臣も、衆議院の連合審査等でやはりこの問題があつて、そして最終的な御答弁をせられておるようである。せられておるようであります。どこにほんとうの意思があらはれてゐるのか、私としてはまだはつきり読み取れない、聞き取れない部分がある。そこでさういふ問題を聞いてゐるわけなんです。だから次長が今言われたやうな建前でさうしたということは、そ

れ自身はその限りに於いて法案の建前として認めますよ。けれども、さういふことはいかんというわれわれの意見に對しては、やはりそれは事務当局でなく建設大臣の方から、これも十分御検討になつておられることなんですから、明快な御答弁を願つてやみませ

○国務大臣(根本龍太郎君) この問題については大蔵事務当局から、今日までの経緯並びに見解を表明されたのであります。政令で定める場合におきましては、地方財政の状況、地方自治団体の意見を尊重いたしまして、政府が統一した措置をとるようになつておられます。

○小笠原二三男君 それならもうとかくのことばは申しませんが、われわれがもうあらゆる機会に言つておるこの主張というものは、傾聴に値するものとお考えになつておられるかどうか。

○国務大臣(根本龍太郎君) 十分先ほどから聞いております。

○小笠原二三男君 さういふ趣旨が示かされるような政令になるように、政府当局としても善処するといふお考えなのかどうか。

○国務大臣(根本龍太郎君) 先ほど来申し上げた通り、地方財政の状況も十分に考慮し、またこの委員会において小笠原さんからいろいろ御指摘になりました点については、十分傾聴いたしましたので、さういふような御意見もこの政令を定める場合には、十分に考慮して定めたいと思ひます。

○小笠原二三男君 それで先ほどお尋ねしましたが、地方負担分、それを見合ひとして借り入れるほかに、国の事

業遂行上の必要から、その年度における国家財政の立て方いかんによって一般借入れをしないと、こういうようなことは説明としてはわかりましたが、それは事業そのものの緊急度がある、そしてある地点、ある地点、仕事はしておる。それに一般会計からの事業費は振り分けたが、さてしかしながら、ここの事業の方だけは本年中にどうしても進めなくちゃいかぬと、それに金は足りないというので、借りるという場合もあり得るだろうが、そういうものはまあ国の場合は私はその考えられないですね、そういうことは、そう考えられない。それほど道路局は甘い計画、ずさんな計画などはないと思うのです。それからまた建設大臣も強力なんですから、必要額の予算は年次計画的なものをもって大蔵省からとるのだと思う。そういう措置が出たけれど、反面はやはり経済の伸びから見て、財政上国の負担というものが予想よりも減る、というような場合を予想しておるのではないか。そのとき特別会計から一時始末をする、というふうなことを考えているのではないかと。そう、そういうようなことがあり得ますか。

○国務大臣(根本龍太郎君) 小笠原さんの今の御指摘の点は、たとえば具体的にいえば、経済が予想以上に伸びない、むしろ後退した、従って一番の財源であるところのガソリンの伸びも停滞、または後退した。なおまた国の財政規模が縮小したために一般からの繰り入れも減少した。しかし緊急の事業計画は遂行しなければならぬ。そういう場合には起債が考えられるのではないか。こういうふうな御意見

であります。そういうこともあり得ると思ひます。その他財政上から、むしろこの際他の一般財源によって、他の方に回されたので、しかもその国全体の経済状況から見れば、将来のガソリン収入を目当てとして、むしろ事業をスピードアップした方がよろしい、という場合もあり得ると思ひます。そういういろいろな客観情勢の変化に応じてやります。しかしながら事業は、どこまでも緊急整備五カ年計画は遂行する、その場合における財源はあらゆる努力をもって確保する、という前提に立つて措置を講じたというわけでございます。

○小笠原二三男君 だから国の立場としては、あらゆる場合を予想して、事業遂行の目的に必要であるという手段をすることのために、あらゆる事前の措置として、こういう一般借入れの措置等も考えているのだというのですね。そういうふうなガソリン税の伸びが思わしくないとか、経済の伸びがおもわしくないという場合も考えられる。そういう場合もあり得る、そういう前提でこういう立法措置がされているというなら、さつきお話しになった、質疑しておられます。この負担区分の問題等は、これはやはり明確に五カ年を見通して立てておくべきものだ。私は、そういう不安があればあるほど地方がまた押しつけられてくる、ということについて心配を持つ。こういう一般借入れの規定があるというふうなことから見ても、負担区分の問題とどうも関連なしとしない。そういうことを思われる部分もあるので、それで先ほど来の質問をしているわけなんですから、従って重ねて申し上げ

ますが、その点については来年度もまたこれが問題に、かりになる場合においても、建設大臣が政府を代表して答弁しておられるような措置に出られることを、期待しなければなりません。それからこの特別会計の問題では、もう大まかな御答弁はいただきましたが、具体的に、かりにどうしても負担金に作り利払いというものは、これはやらなくてはならないということである。その際におけるわれわれの考え方というものは、さつき鈴木君がいろいろいへば、やはりこれも事業経費のうちである。しかも国自身が施策としてやるものであつて、地方がそれを負担せられるものである。そういう立場からいへば、四分の三対四分の一というような比率をもつても、この特別会計の利子というものをいかに必要がある。この考えについて大臣はどうお考えになつておられるか。お話ししておきたい。大した金でない、ということを中心としてお話しになりましたが、この点も筋論としてそういうふうにするべきものではないか。まあちよつと直接関係はないかもしれないが、一般借入れの場合には利子を払わないのか、やはり六歩の利子を特別会計全体の負担として払うのだからと思う。その場合においては、特別会計に一般会計から繰り入れる金は、総体としてそれは道路事業費として特別会計の方に回ってくるのだと思う。利子は別途なんだというふうなことではないか。私は思ふのです。これはしつうとですか。私から私わかりませんが、やはり事業費のうちであらうと思ふのです。そういうことも考え合せますと、少くともその程度のこととは

と地方が協力し合つて進むべきものであらうというふうに思ふのですが、政府の御見解はどうですか。これは大臣にお聞きします。

○国務大臣(根本龍太郎君) 地方分担相当額を借り入れるわけでありまして、その借入れの地方分担分に対する利子を、今度は国と地方が分け合へという御議論であります。が、やはり地方分担分に対するこれは借り入れでございますので、それに対しては、地方が一般の他の例によりまして利子負担するということは、必ずしも私は不適当ではないと考えております。ただ問題は、小笠原さんが言うのは、政策として、地方の財政が今必ずしもよくないのだ、しかも政府がこれほどの力を入れてやるならば、地方の負担分に相当する借入れについて、利子について特別に考慮する政策を考へるべきだ。そういう観点からして政令の定める場合において、これは十分に考慮せよ、というふうな二段の御議論は、なかなかかと思ひます。その点は先ほど来自治庁並びに大蔵省事務当局も、いろいろと現在そういう問題を含めて検討するということになつておりますので、私もぜひそういうふうな方向で、政令を定める場合において総合的な見地から検討してもらいたい、こう思つておる次第でございます。

○栗山農夫君 だいぶ各同僚議員からお尋ねがありました。私は若干方向をかへまして、道路整備の重要点について建設大臣にお尋ねをしておきたいと思ひます。

この五カ年計画の案、要綱ですか、これを拝見いたしますと、総道路投資

額九千億圓とこういう工合に出ておりますが、この九千億圓という金額を算出せられました計画というものは、どういふものからお出しになりましたか、それを伺いたいと思ひます。

○国務大臣(根本龍太郎君) この九千億という概算的な一つの目標を立てましたゆえんは、現在の輸送の伸びの状況、それはもとより、日本経済の発展の伸びに対応するところの一応の想定と、それから次に、これは現在の道路の便滞しておる状況、これらを勘案いたしました。どの程度の道路整備をなすべきかという一応の見当がつくわけでございます。一方、ところがそういうふうな仕事をする場合において、地方の財政状況あるいは国の財政状況がこれに対応し得るかどうかが、この二つのケースから総合して考えまして、全体といたしまして、今後三十三年度以降五カ年間に於いて、総投資額を九千億と想定し、そのうち地方単独の道路は、従来の地方道路に単独事業としてやつた実績、それから今後の伸びの状況、それから地方からいろいろと、実は十カ年計画なるものを策定するときに、資料が出ておりますので、そういうものを勘案いたしまして千九百億、それから有料道路につきましては、当初道路公団は二千億程度の仕事をしたい、というふうなことであります。が、御承知のように有料道路になりましたと、二十年ぐらいの期間有料になりますので、しかもこれは便利ではあります。が、一面においては、できると料金問題でかなり高いという批評がございます。そこで有料道路につきましては十分に採算がとれ、かつしかもこれを利用する方々に非常に高い

という印象を与えないような、最も合理的な線にこれを限定すべきだ、できるだけ一般公共道路で利用者の負担にならないような方向で検討すれば、千五百億程度にこれはむしろ圧縮した方がいいというふうに私は考えたわけでありました。そういたしますと、残余の五千六百億程度が一般道路として考えられる、こういうことでこの総投資額九千億が算出されたわけでございます。

○栗山長夫君 私がお尋ねいたしましたのは、もちろん今あなたのおっしゃったように、日本経済の伸び、将来の各路線の交通量の想定、そういうものが中心になってお出しになったことは当然のことであろうと思いますが、ちよつと私の申し上げましたお尋ねの意味が違つておられますので、重ねてお尋ねいたします。それは従来官庁の出されるこういう予算額と申しますか、想定額と実施額との間には相当の開きがあります。従いまして私としては投資額九千億円とおっしゃったが、その九千億円を計算されて出された基礎というものは、どの程度確実性を持った実施計画から出たものか、あるいは非常な概算的な机上計算から出たものか、将来実施計画と予定計画との間に大きな狂いは生じないか。そういうところをおもんばかりましたからお尋ねを申し上げたわけでありました。

○国務大臣(根本龍太郎君) この問題はかなり技術的な問題にもなると思ひますが、もとよりこれは正確に路線別にかつ実地調査の結果査定したものではありませんから、これは概算的なものではあります。しかしながら従来、

単に机上で考えて、しかもまあ案というより単なる想定ではなく、一応これを実施する場合におきましては、一級国道についてはどういふふうには、二級国道についてはどういふふうな構想をもつてやるか、地方主要道についてはどういふふうにするかというふうな、かなりの程度従来に比べれば算出のファクターは固めて参つたつもりであります。私では事務的な説明はできませんので、事務当局から補足して説明をさせます。

○政府委員(富樫凱一君) この五カ年間の道路投資額を九千億にしたのでございまして、これは経済企画庁の立てました経済五カ年計画にもあるものでございまして、経済企画庁の立てました道路投資額は幅を持たせておりまして、六千六百億から九千五百億とあつたわけでありまして、これが出ましたのは、道路輸送の伸びを考えた、それに對する道路投資が一台当たりどれだけ必要か、というのを過去の実績から出しまして、ちよつと昭和三十一年度におきまして、道路輸送が陸路を生じたといふことが言われております。そのときの自動車台数の台数当りの道路投資額を算定いたしました、それに今後伸びます道路輸送を予想いたしましたので、その単位当りの投資額をかけたわけでありまして、そういたしますと、道路輸送に見込まれております台数がわかりますので、この五年間に道路に投資すべきものは九千億、こう出たわけでございます。先ほど大臣の申されましたように、この九千億というのは大まかな見方でございまして、なおそのうち地方公共団体が単独に実施すべきものといはしましたのは、これも過去の案

績からいたしました、将来の伸びを勘案して千九百億と算定いたしましたのであります。その残りをこの五カ年計画に入れて実施するわけでございますが、この内容は重ねて十カ年計画を作業いたしております、それぞれの積み上げを持っておりますわけでありまして、具体的な計画につきましてはこの五カ年間の内容をきめるわけでございますが、それにつきましてはたゞいま作業中でございまして、総体のワックについては、ここにありますような資料でお示し申し上げたような考え方を持っておりますわけでございます。

○栗山長夫君 大体わかりましたが、そうすると一口に申しますと、いろいろな過去の経済的な諸要素を加味して、一応道路にはこれだけ九千億円投資しなければならぬと、こういうことをきめたんで、この九千億がもし不動なものであるといはしますと、この九千億の範囲内でこれから路線を漸次きめていこうと、こういうことですか。

○政府委員(富樫凱一君) そういふこととでございます。

○栗山長夫君 そういふことだから、私がお尋ねをしておかなければいかぬと思つたわけでありまして、今のようなお考えでいかれるとすればいろいろな問題があります。私も、個々の路線をきめてそれに対する概算予算を積み重ねられて御提出になっておれば問題がありません。ところがそうでないものですからお尋ねしなければならぬ点があります。まず第一に、先ほどの予算を拝見いたしますと、国と地方公共団体と両方でそれぞれ負担をしまして実施することになっております

が、この実施は全国の都道府県にわたります、重点的にどこかの路線を選んでおやりになるか。あるいは総花的におやりになるか。各年次の割当金額を各都道府県に総花的に割り当てて工事をお進めになるか。あるいは日本の産業経済の重点度というものを考えられて、そうして重点的におやりになるか。どういふ御方針でおやりになるのですか。これはやはり大臣です、重要な問題ですから。

○国務大臣(根本龍太郎君) この実際の計画を立てるに当りましては、経済の伸びと関係ありますので、交通が現在非常に隆盛になっていゝといふ点、それから将来の伸びの点、もう一つは地方の開発の關係、この三点が主要なるファクターになるわけでありまして、従いまして、概括的に申しますれば、もちろん重点的ではございまして、けれども、しかし一級国道だけに重点を置いて、二級国道あるいは地方道がバランスを欠くようなことはいたさぬ。こういう観点で策定いたしております。

○栗山長夫君 その点は總花的ではないと、ちよつと申したものであります。その言葉の裏にはまだ割り切れなもののがあらう。たとえば、あなたもよく御承知だと思いますから、東京からこの間開通いたしました関門国道、あれまでの東海道と山陽道の国道だけをこらんなさい。まだ舗装のできていない所が相当残つてゐることは申すまでもありませんが、特に山口県などへ参りますと、あの一級国道の上の木が枝がたれ下つておつてトラックの通れない所があります。せつかく関門国道を作つたところが何ら意味がな

い。そういう意味では少くとも東海道とか、山陽道は五カ年にやつてしまふとか、あるいは青森までの国道はやつてしまふとか、東日本の縦貫道を作るとか、そういう重点度なければ何ら日本の産業経済に寄与しない。この法律にうたつておるものの目的にマッチしないのではないかと。私はそう考へるのです。最近の自動車の交通量から申しましても、おそらく密度の分布図をかいてみましたならば、そういうことになっておると思ひます。だから、そういう意味の重点的な道路開発というものが、建設大臣の頭の中にあられれば、非常に緊急性があらうと思ひますが、そこまで割り切つたお考えがなければ、どうもその法律家の看板通りには道路の開発が進められない、こういう工合に私は考へますが、建設大臣はいかがでございませうか。

○国務大臣(根本龍太郎君) 一級国道の今お示しになつた路線については、大体五カ年間で全部完成したいと思つておるのであります。一級国道全体といたしましては、七年間でこれは全部完了すると、こういう構想でございまして、これを主要なる幹線といはしまして、これに関連する二級国道並びに地方主要道路は、全体ができる場合には、これはまあ今のところは十年と想像しております。

○栗山長夫君 私の主張したいのは、重点度の問題がありますので、一級国道というものをまず最短期間に仕上げたい、それから漸次他に及ぼしていく、そういうようなよりは順位のあつた道路開発をしなければ、最近ふえていくところの膨大な自動車の交通量を処理できないのではないかと。こ

いう大へんな心配を持っておるのでお尋ねをしたわけでありました。またたまたまのお答えでは、おそらく、自動車運送を通じて経済活動に参与しておられる多くの国民の方々は、納得し得ないものがあるのではないかと、こう考えますが、いかがでございますか。

○国務大臣(根本龍太郎君) 先ほどお答え申し上げましたように、一級国道は七カ年間で全部完成すると、そのうち特に経済の需要の多い所はおおむね五カ年間でこれはやりたいと思つております。しかしながら一級国道だけをやりまして、やはりこれに関連する地方道並びに二級国道がなければ、道路網としてはちよつと利用価値が非常に下つてきますので、これとの関連をももろろん次には考えて実施したいと考えております。

○栗山真夫君 まあ時間がありませんから、大体の構想だけ何つて次に移りたいと思います。

次に、この法律がかりに通過をし、いよいよ道路整備の五カ年計画の実施に入りまして、一番重要な問題は、道路用の土地の取得の問題であらうと思ひます。おそらく新しく路線を設定いたします場合には、耕作農民等の相当土地の取用につきましてはレジスタンスがあろうかと思ひます。こういう問題について建設大臣としては、実行上たまたまの制度で十分いかるとお考えになつておるかどうか。また最近のこの土地のいろいろな、あるいは水力電源地帯において、あるいは他機械関係において、その他のあるいは都市計画、いろいろありまするが、そういうものにおける土地の買上げ問題が相当複雑性を帯びており

ます。今建設大臣がお考えになつておる、この九千億円で何キロメートルの道路をやるという一応の構想はもつておいでになると思ひますが、その費用の範囲内で土地の取用というものは可能であるかどうか、こういうことについての御検討が済んでおられるかどうか、お伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(根本龍太郎君) お答え申し上げます。この道路整備計画を実施するに當つて、端的に言つて現在の土地取用法をさらに改正して強化する気持があるかどうか、ということまで突つ込んでお聞きの御趣旨かと思ひますが、従来、道路関係につきましましては、いわゆる強制取用ということはありません。最近におきましては、関係住民におきましては道路の公共性を相当御理解になつておると同時に、地元町村あるいは府県におきましても道路の開発については非常に熱意をもつて御協力をいたしておられますので、この整備計画をやるために特に今直ちに土地取用法を強化する、という準備はいたしておられません。なおまた、道路整備に当りましては、従来の国道が非常に狭く、しかも人口が非常に密集しておりまして、現在の路線をそのまま確保するということは必ずしも適当でないと思ひ、所が相当あるのであります。そういう場合におきましては、むしろ基本的に、従来の国道そのものではなく、大体その線に沿いますけれども、若干屈曲を直したり、あるいは土地取用上いろいろの支障がある所もあつたので、そういう点ではできるだけ避けてやるといふ考慮もいたしておられます。そういう観点からいたしますれば、大体現在の想定して

おる総土地額でそれ大きな騰跌を来たさずに、土地の買上げ等もできるものと想定いたしておる次第でございます。

○栗山真夫君 それはあるいはそうかもしれませんが、われわれが耳にしておるところでは、たとえばこの前の国会で可決になりました中央縦貫道路がすでに着工に入らうと思ひます。これにつきましても、一部の町村から猛烈な反対がありまして、おそらく大臣のお耳にも達しておると思ひます。これは相当広い平野の中心地においてもそうでありまして、従つてこの五カ年計画をもつて急速にこの道路の整備をやつていこうということになれば、一応そういう土地に愛着を持ち、わずかな土地で生活しておる農民諸君から、経済問題と離れた感情、愛着からレジスタンスが出てくることを、一応計算に織り込んで計画を立てないと、計画の実施上非常な騰跌を来すのではないか。こういうことをおもんばかりまして私はお尋ねをいたしたのであります。この点について現在の法の建前を別に改める必要を認めない。こうおっしゃいましたが、そういう素朴的なことではないかどうか、私はもう少し慎重なる配慮を大臣はせられてしかるべきではないかと、こう考えますが、いかがですか。

○国務大臣(根本龍太郎君) ただいまのところは本国会で土地取用法を改正するといふ準備はいたしておりませんが、今後本年の実施あるいはその後の経過を見て、どうしてもこの状況では困難であるという場合においては、そういうものも考えなければならぬと思つておりますが、今日までのところ

では道路に限る限りにおいては、抵抗は一部はありますけれども、よく御説明申し上げれば割合にその点は御理解なさつて下さつておる。

それから御指摘になりました特に名神国道の高速道路の問題については、当初は、この整備計画を出す前は相当の抵抗がございました。ほとんど村をあげ、あるいは県自体も非常に抵抗がございましたが、漸次この事業を遂行するに當りまして、関連事業として農業関係あるいは建設関係が、いろいろと行政措置で、他の面についてもいろいろと地方住民の御要望に対応するような措置をお示しいたしました結果、漸次こういうふうなことは御理解なさつてきておるような状況でございます。本年は土地取用法を改定するといふ準備はいたしてない次第でございます。

○栗山真夫君 私は、建設関係の仕事に、国会の活動を通じてあまり関係したことはありませんので、機会がありましたらからこの際もう一点お尋ねをしておきますが、あるいは農林省、建設省、通産省にも関係ありますが、公共の用に供するために、民間の土地山林等を含めまして土地の取用をする場合が、私は今後ますます増加してくるだらうと思ひます。これはおそらくだれも否定をされないとと思ひます。そういうときに、わが国の耕作農民の所有する田畑山林といふものはきわめて零細なものである、一戸当りの所有反別といふものはきわめて零細なものであるといふことも否定をなさらないと思ひます。そういう場合に、その土地に向つて公共の用のために土地を取上げようと思つたと、その農家はその所

有田畑のほとんど過半数を失つてしまふ、買上げられてしまふ。そして経営が非常に危険に傾いてしまふ、こういうような事例がたゞさんあるわけでありまして、従つて、性格は若干違ひますが、都市における都市計画のときの土地の取用その他のような例にならぬように、一つの市町村でありまして、そこにあるいは郡であります、この辺はいろいろ研究の余地がありまして、その土地を通過する相当多数の人々のブルジョア的な犠牲に土地を取用する、十町歩取用するといふしますならば、それを所有主十軒あるいは二十軒の人に譲渡されるのじやなくて、その地方に住んでる百戸なりあるいは五百戸なり、わかりませんが、そういうような大ぜいの人のプールにおいて公共の用に供せしめる。こういうような新しい方途を講じることができますれば、今の土地問題といふものはもつと簡単に解決するのではないか、こう考えます。こういうことについて専門省である建設省としては、かつて検討せられたことがありますが、あるいはそういう視野に立つて今後検討せられるようなお考えがあられるか、この点をお聞きいたします。

○国務大臣(根本龍太郎君) 今お示しの点は、これは研究の価値はあると思つております。ただ御承知のように現在の、まあ所有権を非常に尊重し、かつ人権を尊重している場合に、そういうふうなことを法律をもつて強制することには、立法上の議論も相当あるようにございまして、従ひまして今直ちに、にわかにこれを採用するといふことに困難性があると思ひますが、しかしお示しの通りこの道路が整

ねいたしますが、九千億の内訳についていろいろな話は、先ほど栗山委員の方で語があったようですが、七千億ですね、特にそのうちの五千六百億

いははきまつておりません。

○成瀬曙治君　もう一つ資料の方で、先ほど休憩に入るときにちよつとお尋ねしましたら、そういうものは出せな

るのですが、何にもできていないじゃないか。結局つかんでこれからこれだけのものを取って置いて、それを分けてやるとつかみ分けみたいな格好になっ

ことはわかっておる。ところが一般会計からどのくらい持つてくるかということすらわからない。これは年々のものできるかもしれない。たとえ三

切な計画というものでなければならぬ
じゃないかということを申し上げてお
きたいと思います。

のことについてたどりました。そうしたら大臣はこういうことを言っておられました。県々に分断されておるので、それを国に引き揚げてきて一貫した政策でやるということについては、私たちがなるほどと思う点もあるのですが、しかしどうしてやるのかということになりますと、県境に行ったら目がさめた、あるいは昔の知事はいわゆる官選知事であるし、いわゆる内務省としていろいろなことをやっておったのだ、だから権限として国へ持つてきたって何も不思議ではないじゃないか、こういうようなお話があつた。しかしそれでは私は納得ができません。新しい憲法下における知事の任命権は、昔はどうであらうとも、昔の内務省ではないのですから、意味が違ふと思う。県境へ行つて目がさめた、そう言われるならば、県境ができなかつたらこの間の臨境法でやることになつておる。いわゆる政府のサポーターをこへ押しつけて肩がわりするよう形になるのではないかと思うのです。ですから、県としては一応地方自治体としては、国へ一応吸い上げられたような形になるのですから、いま少し積極的な理由というものがなければならぬ。今お聞きしておれば財源の基礎をただせばそれとわからない、こういうようなこととして、知事の方からいへば、私は知事の味方をするわけではないが、どうもふに落ちぬのです。この際これを国でやるというなら、こういうふうになるという点を私は明確にお示しを願ひたいと思います。

○国務大臣(根本龍太郎君) 建設改策のほかに、一級国道については、政府みずから維持管理に当るということが、従来の国道を施行する場合と違つてきたわけでございます。これが地方自治体の権限を侵すものでないということについては、すでに御説明した通りであります。それは単に消極的に権限を侵すものでないというほか、積極的にどういう意図があるかということが、御質問の重点だと思ひます。御承知のように、最近の道路事情が経済の発展に比べて非常におくれをとつておる。そのために全体の国の経済の発展はもとよりのこと、その他文化的、社会的な発展の隘路になつておる。そこでこの緊急整備計画を立てたのであります。国がこういうふうな大きな施策をする場合において、建設と補修維持を一貫して実施することが、特別会計を設けて国が責任を負うということに當つて、新たに整備するということが、責任を明らかにするということがある。また工事実施上もその方がより効率的であり、能率的である、こういうようなことがまず第一の点であると存じます。

それからもう一つは、先般私が申し上げたのは、それが主たる理由ではありませんが、従来地方にほとんど全部を一級国道についても委任しておりました結果、一応県は独自の見解をもちまして自分の県内のうち、やはり輸送事情その他政治情勢から考えまして実施される結果、国道全体の効率的な活用の中から考えるよりも、やはりその県々の事情によつてやられる傾向が必ずしもなくはなかつた。そういうことは、せつかく予算措置をいたしまして、現在では中距離がだんだん長距離にこれが活用される段階からすれば、途中でエア・ポケットみたいになるというおそれもありはしない。それでありますから、全体として整備することにも、国が一貫して維持補修をするということが、道路整備上最も効率的だ、こういう意味において申し上げた次第でございます。

○成瀬権治君 私がお尋ねしたい点は、まあ能率的であるとかどうということをお尋ねしますが、一体私はこれを維持管理補修までやられることになれば、相当出張所というのか、そういう所をたくさん作られることになると思ひます。そこで経済効果からいって、まあ二重のことは申しませんが、それども、そういうような点については相当御配慮をいたさないか、かえつて経済効果というものを薄くするじゃないかという点を心配しておるわけですが、そういうような点については何か、たとえばあなたの方の建設省の出張所を各所に設けていくとか何とかいうようなことも、計画されておると思ひますが、その辺は県のそういう土木部ですか、そういうものとの調達は今後どんなふうになつて参りますか。

○国務大臣(根本龍太郎君) 道路整備五年計画を実施するために、従来に比べて相当事業量が多くなることは事実でございます。従ひまして従来の地建の工事事務所の配置状況は、道路よりも、ほとんど道路はやらないうで、河川、砂防を中心としておりましたから、事業を実施するために工事事務所あたりが若干配置がええるということはあると思ひます。しかしながら御指摘のように二重の人員を地方と国が持ちまして、人的配置がダブつたために究極において、いわば国家並びに地方の二重投資になるようなことはなによりにいたしております。なおまた従来はこの道路工事をやる場合、実はかなり小さく請負に出しておりました。今度は相当まとまつて請負工事に出し、官庁としては主として監督指導という点に重点を入れて参りたいと思ひます。従ひましてこの整備計画を実施するために、従来の工事量と人員との比例によつて、ずっと人間をふやすということはお考えでないものであります。なおまた先般来いろいろ御議論になりましたように、地方でやる事業も実は相当伸びるのでございします。二級国道はほとんど全面的にやりますから、それから地方主要道路、その上に単独工事量も相当増すのであります。現在の状況からいいたしますれば、それだけでも相当程度これは地方の事業量が大きくなりますので、その上に一級国道まで地方に依存するということはおかえつて、むしろこれは地方財源によつて、国のやるべきところの人員を地方に転嫁するということにもなりますので、その点を十分考慮した結果、このような措置を講じたと思つておる次第でございます。

○成瀬権治君 次に問題になりました負担の問題ですが、この出された五年計画の試算によりまして、現行の場合(A)として、それからもう一つは(B)の場合が出てくるわけですが、これは(B)の方は昔に比べて思ひます。先ほど小原委員あるいは鈴木委員とのやり取りの間には、せめて国の一級国道の直轄工事においては、国の負担金は一つふやしていきうじやないか、というふうな趣旨の大臣の発言がございました。ところがこの資料に出てきたのは、むしろ逆に四分の三が三分の二に戻逆りする積算数字が資料として出てきているということは、建設省の方で言へば三十三年はこれでやつていく。しかし三十四年はもうこちらの方に逆戻りしていきうじやないか、気になつて非常に不安なんです。絶対にそういうことはない、あなたが先ほど前に発言されたように負担も四分の三ないし二分の一、あるいはこれが直轄工事ではもう少し負担金がふえて、あるいは利子の問題等についても、地方の負担を減らして直轄工事は国の責任において行なつていくのだという方針、原則論、こういうものについて一つそらだといふふうに、あらためて一つ再確認をわづらわしたいと思ひます。

○国務大臣(根本龍太郎君) 先ほど御説明申し上げましたように、この(B)の資料は決してそういうふうにしやうという趣旨ではございませんで、先般来連合審査会等においてよく問題になりましたのは、これが現在の特例法が廃止になつて、道路法の一一般の原則に従つたならば、どの程度の差が出てくるか、ということを盛んに要求されたのであります。同じようなことが今度出るだろうと思つてこの点を出したのであります。建設省が、時限立法がきたならば原則に戻すのだ、という趣旨のもとに出したのであります。それから、その点は御了承願ひます。その次は、先ほど小原さんや鈴木さんの御質問に答へて申し上げたのは、国が維持補修を直轄でやるという

場合、地方財政の負担をできるだけ軽減すべきだ、こういう御趣旨で、その点については私も十分に敬意を払って傾聴しております。なおまた私の希望としては、国の財政状況が許せば国の直接維持に關するところの費用は、漸次多くしていく方が事業遂行上望ましい、こういう趣旨を申し上げたわけでありませう。

○成瀬幡治君 今のその負担の問題については、大蔵省當局は、少くとも三十四年度以降の四分の三ないし二分の一という数字は了承しておられるから、あなたの方で少くとも五カ年計画をお出しになるわけですか。少くとも第二次五カ年計画の出発なんです。基本的な問題なんです。これについては建設省と、財政の裏付けをされるところの大蔵省との間には十分了解ができておる。従つて第二次五カ年計画の本年度を第一年度のスタートにされた、こう了解していいものかどうか。

○國務大臣(根本龍太郎君) この点は、先般衆議院でも申し上げましたように、負担分並びに補助率につきましても、地方の財政状況を勘案して、三十四年度以降をきめる。しかしその場合において、せっかく政府がこういうふうな緊急措置法を制定し、五カ年計画を立てましても、地方の財政の理由をもつて実行ができないということがあつてはいけません。その点については、これは大蔵省も自治庁もわれわれも、意見が一致しているのではありません。ただ、昭和三十四年度以降の地方財政の状況に対する見方において、必ずしも自治庁と大蔵省が一致していない点もあるやに私は聞いています。その問題を今後全体的な観点に立つて調整

して、そうして三十四年度以降は別に法律をもつて定める、こういうふうになつておりますので、私としてはその方針に従つて、三十四年度までは明確に、五カ年計画遂行のために、必要にしてかつ差し支わりのないような措置がなされると、かように信じておる次第でございます。

○成瀬幡治君 私も、重ねてくだいようですが、事業量の総ワケで、地方負担の問題はさることながら、一応この原則的につながられる数というの四分の三、二分の一という、この数の問題です。いわゆる資金源の問題になつてくれば、いわゆる事業量になつておる負担率の問題にウエイトを置いておる。そこで聞いておるわけですか。負担率というものはどうなるかということですか。それは、やはり財政の問題に關係があるとか何とか言われるけれども、そうじゃなくて、大蔵省と建設省、いや、大蔵省は少くともこの負担率というものを對しては、了承しておると申しますか、建設省としては了解を取りつけておられるかどうか、大蔵省とあなたの方と、自治庁の方の問題じゃなくて。

○國務大臣(根本龍太郎君) 三十四年度以降、四分の三負担するとか何とかいう具体的なことは、まだ協定はできておりません。ただし、この事業遂行のために必要な財源措置、並びに地方がこれによつて仕事ができないようなことにはなさないという前提に立つて、その点については十分に意見の一致を見ておるわけでございます。

○成瀬幡治君 これからいへば悪口になりますから、私も控えます。

それじゃ一つ次に、こまかい点というよりも、利子のことについて一つお尋ねしたいわけですが、地方自治体は交付公債の利子負担をすることになるわけでありませうが、一体交付公債の利子を負担するときは、地方自治体はいつからやるのかという点を、一つ明確にしたいだきたいと思つてます。今心配している点は、たとえば、あなたの建設省が、知事が知らぬうちに、ここをこつこつにやるのだと、勝手にきまめます。そして地方負担分もおのづからきまめてくる。そのときからいよいよ交付公債の利子を地方自治体は負担するのか、それとも交付公債をもちつたときから、その利子を負担すればいいの、いつから利子を払わねばならぬ責任が、地方自治体に生ずるかということですか。

○説明員(松永勇君) 利子の分も含めて、交付公債を償還することになりますので、それじゃいつから利子の分も含めた交付公債を国がとるかといへば、それは、実際にこの特別会計が借り入れをしたときからの利子が加算されるということになるわけでありませう。

○成瀬幡治君 そうすると、国が勝手に借りるわけなんですか。そうするとそれはいつ借りるのですか。その工事が始まるときに借りるのか、国の都合のいいときに借りることになるわけですか。これは交付公債の分だといつてやるのかどうか。

○説明員(松永勇君) この借り入れをいたしますのは、特別会計法の第十条の規定によつて借り入れをいたしますので、その借り入れをする場合は明らかにするわけですか。借り入れをどうい

うふうにするかということは、特別会計の資金の状況によりまして、まあその事業を行うのに必要な時期を見て借り入れる、かようになるかと思つてます。

○成瀬幡治君 そうすると、特別会計が必要となるときにおつしやるのですが、何も連絡なしに、地方自治体の方では、工事が完了したのか、あるいは着工されたのか、あるいは工事の途中かもしれないけれども、特別会計が必要だといつたらすつと借り入れする、そのときに利子がつく、こういう格好になるわけですか。もう少し私にわかりやすいように丁寧に説明してもらいたい。

○説明員(松永勇君) 直轄の工事を建設省が計画をし、これを実施するに當りましては、もちろん地方公共団体と連絡をいたしまして、この道路を直轄でやる、いつからいつまでという内容でやるということがきまりまして、その工事に着手するようになつてから、その資金を必要とするわけでございますから、それから先、もちろん国の負担分がこれに伴うわけですから、国の負担分は一般会計からこの特別会計に繰り入れられます。従つて、その資金と、地方公共団体の負担の分を、その時期になりますと、この特別会計で借り入れて、両者の金を合せまして工事が行われる、かようになるわけでありませう。

○成瀬幡治君 そうしますと、工事と業者との間の契約というものは、大体分割払いだと思つていいのです。そこで、少くとも地方負担分というものはいつ支払うかということが問題になつてくると思つたのです。だから特別会計が徴収されるのは、工事が完了したとか、ある

いは分割払いだから、そのうちの何割かというものを払つていく、その技術的な問題を聞いておるわけですか。なぜこういうことを聞くかと申しますと、よくわかりませんが、どうも建設省の方で工事をこをやるぞときめた、どうもそのときから交付公債がついていつて、そのときから利子を地方が負担せなければならぬのじゃないかというふうに心配しておるのです。それは杞憂だ、こういうことになれば、問題はないと思つておるから、それで、こういうことを聞いておるわけですから、その辺を一つ明確にしたいだきたい。

○説明員(松永勇君) その点は心配ないと思つてます。と申しますのは、先ほど、国の一般会計から繰り入れる金と、この特別会計で借り入れる金とを合せてこの工事をやりと申しましたが、理論上はまさにその通りでございますが、實際はこの会計の運用に當りましては、国からの繰り入れをした金が現にそこにある、工事をやりとに當面差しつかえない場合には、借り入れの方は實際問題としては若干ずれる。そうして実際にその工事全体を行うためには、やはり借り入れをしなければならぬ時期がくるわけですから、その借り入れをしたときから、その交付公債の利子を含めた交付公債、と申しますのは、この特別会計は資金運用部から借り入れるわけですから、資金運用部に払い込む資金に加えて交付公債にわけございませうから、實際の運用に當つては、さういふ配慮も行われるであらう、かように考えております。

○鈴木壽君 関連。あなたの今のお話

ですとそれだと思ふのですが、午前中のその問題に対する私のお尋ねに對して、次官はそういうような内容のことを言っておられませんか。もう初年度からとっていくのだと言つたから、私はそこに問題があると云つたのです。ですからたとえばかりに、ある工事について二年でできる、二年で仕事を完了する、こういう場合、ですね、いわゆる地方負担分の借入れを必要とする時期は、必ずしも当初の年度に必要でない場合があつたおつしやる通りあると思ふ、二年の後半において金を借り入れて支払い等を済ませればよいと、そういうことがあり得ると思ふのです。今の成瀬さんとあなたとの質疑応答の中に示されたあなたと御見解のように、必要な時期に借りて返さなければいけない場合地方からとっていくのだと、これだけの話であれば私もそんなに心配しなくてよかつたと思ふ。午前中に私は少くとも次長の御説明ではそう受け取つておりませんでした、初年度からやると、こういうのですから、それはおかしいじゃないかと、私は初年度というのには解釈の仕方がいろいろあると思ひますが、特別会計の出でくるという初年度からこの仕事の初めから、三十三年度からとるのだと、こういうふうなふうに私は聞いたものですからね。もちろん時期があります、ありますが、場合によつては初年度でない、次の三十四年度に初めて借入れをして工事を済ますということがありますと思ふのです、資金繰りによつてはあり得ると思ふのです。事実上わずか、わずかと云つてはおかしいが、總額からすればわずかです、五十三億ばかりの金です

から。ですからそういうような事情があつて、借り入れの時期なり従つて返す時期なりというものを考えないで、会計の、あるいはこの仕事の始まる初年度から払わせるのだ、しかも利子を取つて払わせるのだと、こういうことに考えられるからおかしいと、こう言つたらいやその通りにいろいろ言つておるのだからそうやるのだと、こういうことになつてゐるのですよ、それではあなたの方と違ひますね。

○説明員(松永勇君) 初年度からということをお願いしたのですが、実際にこの特別会計が借入れもしないのに、初年度の四月一日なら四月一日からその利子を取らうという意味ではございせん。この特別会計で借り入れたときからの分としての利子に相当するものを、借入金に加えた交付公債で、その交付公債の利子の時期はこれはその翌年の四月一日からということにならうかと思ひます。

○鈴木壽君 いや、だからあなたの御説明のようであれば私は何も午前中にくどくど質問するはずはなかつたのですよ。そういう具体的なことは、私は考えるのは、あなたが説明し、あるいは成瀬さんが心配するような借り入れの時期等もあるから、一体いつ借りていつやるのだと、こういうことからすれば今のお答では私は何も心配しないと思ふのです。そういうような時期を見てやるのですから、事実その通りにしなければならぬと思ふのです、これは当りまえだと思ふ、それがそうじゃなかつたのですから、そういう具体的なことについて心配するなと、こういうことじゃなかつたのですよ。だからあなたの今の御説明と先の

主計局の次長ですか、次長の御説明との間にちよつと食い違ひが私はあるというふうな受け取つたわけですか。

○國務大臣(根本龍太郎君) 私に對する御質問でありませんが、佐藤次長の言つたことと今の主計官の言つたことは究極においては同じなんです。ただ質問の提出の仕方が、初年度から取るか、それから従来一般会計でやつておつた當時は終つてから取る、この問題で御質問があつたので、その当年度から取るんだ、こういう一般的事を言つておるわけですか。ところが今度は成瀬さんの質問がさらにそれより具体的に突き進みまして、一体、その特別会計に借入れられるところの交付公債分を、この会計ができた当初からすぐに先に借入れしてしまつて、現実に行使しないうちから、すでに利子が負担されるじゃないか、それはおかしいじゃないか、こういうような質問に對して、さういふことはいたさないで、現実に一般会計の方から繰り入れられておる一般財源がございせんから、それでどうなんですか、その原資が足らなくなつて、工事はどんどん進んでいつておるから、交付公債分をどうしてもつぎ返さなければならぬ、そのために交付公債分を借り入れる、その現実に行使するために借り入れたその日から利子が負担される、こういうことなんです。従つて全体的には矛盾はないと思ひます。ただ鈴木さんの言われるのは、そういう状況であるならば、今度は当初の計画というのがあるから、次年度に交付公債分を借り入れるということもあり得るんじゃないか、そうすれば次年度分から利子が負

担になるんじゃないか。こういう御質問だと思ひますが、そういうことは原則としてあり得ないと思ひます、どんなとこれは一年ごとに計画を立ててありますから。ただし理論上そういうことがもしあり得るとすれば、初めからこれは当年というものは、現実にそのために使つたために借り入れたとき、という意味を当年度として解釈しておる、という形で答へておると私はそう理解しておるわけですか。

○鈴木壽君 今のような御説明だと私はわかりません、その通りであるべきだと思ふのです。何か私はやはり午前中の質問でも次長にお尋ねする際にも、借り入れの時期等もあつたということをお内容を含めて質問しておるんですよ。それに対してあるいは今大臣がおつしやつたようなことだろつと思ひますけれども、少くとも受け取る私はさうじゃないと、ますますしからぬじゃないかというふうな感じが今までおつたわけなんで、一応この点はこれでやめます。

○説明員(松永勇君) 先ほど建設大臣からお答えになつた通りでございます、現にダムの特例会計でやつておりますのもそのようにいたしております、ダムの施行法令の十條の二項にその旨はつきり明示されております。

○成瀬清治君 最後に大臣にお尋ねしますが、少くとも第二條に基づく計画ができました場合には、これはもちろん市町村まで関係があると思ひますが、そういうものに対して十分一つ事前に公示をされて、そしておやりになることと思ひますが、それが地方の方でも、一つの道路計画やいろいろなものを長期的に立てていかなければな

らないと思ふので、私は、親切なやり方というものは、年々こま切れにした五カ年計画というものはないと。少くとも三年くらいはまとまつて出てこなくちゃならぬと思ふ。ですからそういうことを一つおやりいただけるものかどうか、その点だけ御質問申し上げておきます。

○國務大臣(根本龍太郎君) 御指摘の通りに、これは法律に基いて五カ年の事業計画ができましたれば、これは全部関係市町村に公示いたしますと、こま切れではなく、五カ年間の整備計画を立てるということにしてゆくわけですか。

○委員長(竹下豐次君) 速記をとめて。
〔速記中止〕
○委員長(竹下豐次君) じゃ速記を始めて下さい。
ほかに御質問ございせんか……。
御質疑もないようでありますから、建設、地方行政、大蔵委員会連合審査会は終了いたしますことに御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(竹下豐次君) 御異議ないと認めます。よつて連合審査会はこれにて終了することに決定いたしました。それではこれにて散会いたします。
午後三時三十五分散会